

# 第3期美浦村子ども・子育て 支援事業計画

(令和7年度～令和11年度)



地域が支える“子ども・家庭”まんなか社会の実現

令和7年3月  
美浦村



## はじめに

我が国では、これまで様々な人口減少対策が講じられてきましたが、未婚率の上昇や核家族化の進行、就労環境の変化、地域とのつながりの希薄化などの様々な要因もあいまって、出生率、合計特殊出生率ともに依然として減少傾向にあります。一方で、子育て家庭の多様化にともない教育・保育ニーズはますます高まっており、よりきめ細かな支援が求められているところです。また、子育てをめぐる環境が変化するなかで、児童虐待や子どもの貧困、いじめなど、様々な課題が顕在化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。



本村においても、少子化が加速するなか、女性の就業割合は増加しており、安心して出産・子育てができる、ワーク・ライフ・バランスを実現するための子育て支援や、雇用環境の整備がますます重要になっています。子どもの最善の利益を実現するために、誰もが安心して子育てができる体制を整えるとともに、村全体で子育てをサポートし、子ども自身が健やかに成長できる村づくりを進めていかなければなりません。

この度、「子ども・子育て支援法」、「次世代育成支援対策推進法」の一部が改正されたほか、新たに「こども基本法」が制定され、「こども未来戦略(加速化プラン)」、「新子育て安心プラン・放課後児童パッケージ」などが発出されたことを受け、これまでの計画の進捗状況等を検証し、「第3期美浦村子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

本計画では、子どもを取り巻く環境や子育て支援の現状を踏まえ、「地域が支える“子ども・家庭”まんなか社会の実現」を基本理念に掲げるとともに、「子どもの幸せを最優先」、「全体的子育て家庭の支援」、「地域全体で子どもを見守る」を施策立案の基本的な考え方として取り組んでまいります。

村民の皆様には引き続き、子ども・子育て支援にご支援を頂くとともに、より一層のご理解、ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提案を賜りました美浦村子ども・子育て会議並びに関係各位の皆様、そして村民の皆様にご心より御礼申し上げます。

令和7年3月

美浦村長 中島 栄

## 目次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景	2
第2節 計画策定の基本事項	3
第2章 美浦村を取り巻く現状と課題	7
第1節 子ども・子育てを取り巻く現状	8
第2節 教育・保育の現状	11
第3節 ニーズ調査結果	15
第4節 課題の整理	19
第3章 計画の基本理念	21
第1節 基本理念	22
第2節 基本的な考え方	22
第3節 基本目標	23
第4節 施策の体系	23
第4章 子ども・子育て支援事業計画	25
第1節 教育・保育提供区域と将来児童数の推計について	26
第2節 量の見込みと確保方策	28
第5章 次世代育成支援行動計画	45
基本目標1 安心して子どもを育める環境づくり	46
基本目標2 子どもが心身ともに学び育つ環境づくり	51
基本目標3 子育て家庭をしっかりと支える環境づくり	55
基本目標4 全ての子育て期を通した総合的な子育て環境づくり	60
第6章 計画の推進	65
第1節 計画の推進体制	66
第2節 計画の進行管理	67
計画策定に係る資料	69
1 美浦村子ども・子育て会議条例	70
2 美浦村子ども・子育て会議委員名簿	71
3 策定経緯	72
4 用語集	73

## ◆第1章 計画の策定にあたって

# ◆第1章 計画の策定にあたって

## 第1節 計画策定の背景

### (1) 計画策定の背景

我が国においては、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、多くの待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化している状況から、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障する「子ども・子育て支援新制度」を平成27年4月に施行しました。

「子ども・子育て支援新制度」は、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度です。

この制度により、国では、これまで子どもに関する施策の充実に取り組んできましたが、少子化の進行、人口減少には歯止めがかかっていない状況にあり、さらに、児童虐待や不登校の増加、経済的に困難な状況にある世帯における子どもへの貧困の影響、新型コロナウイルス感染症の流行など、子どもを取り巻く状況はより厳しいものとなっています。

これらの状況から、これまで複数の省庁にまたがっていた子どもに関する政策や支援を一元化して対応し、こどもまんなかの社会の実現を目指すために、令和4年6月に「こども家庭庁設置法」と「こども基本法」が成立、令和5年4月1日に施行となり、「こども家庭庁」が開庁し、国のこども政策は全てこども家庭庁の所管となりました。

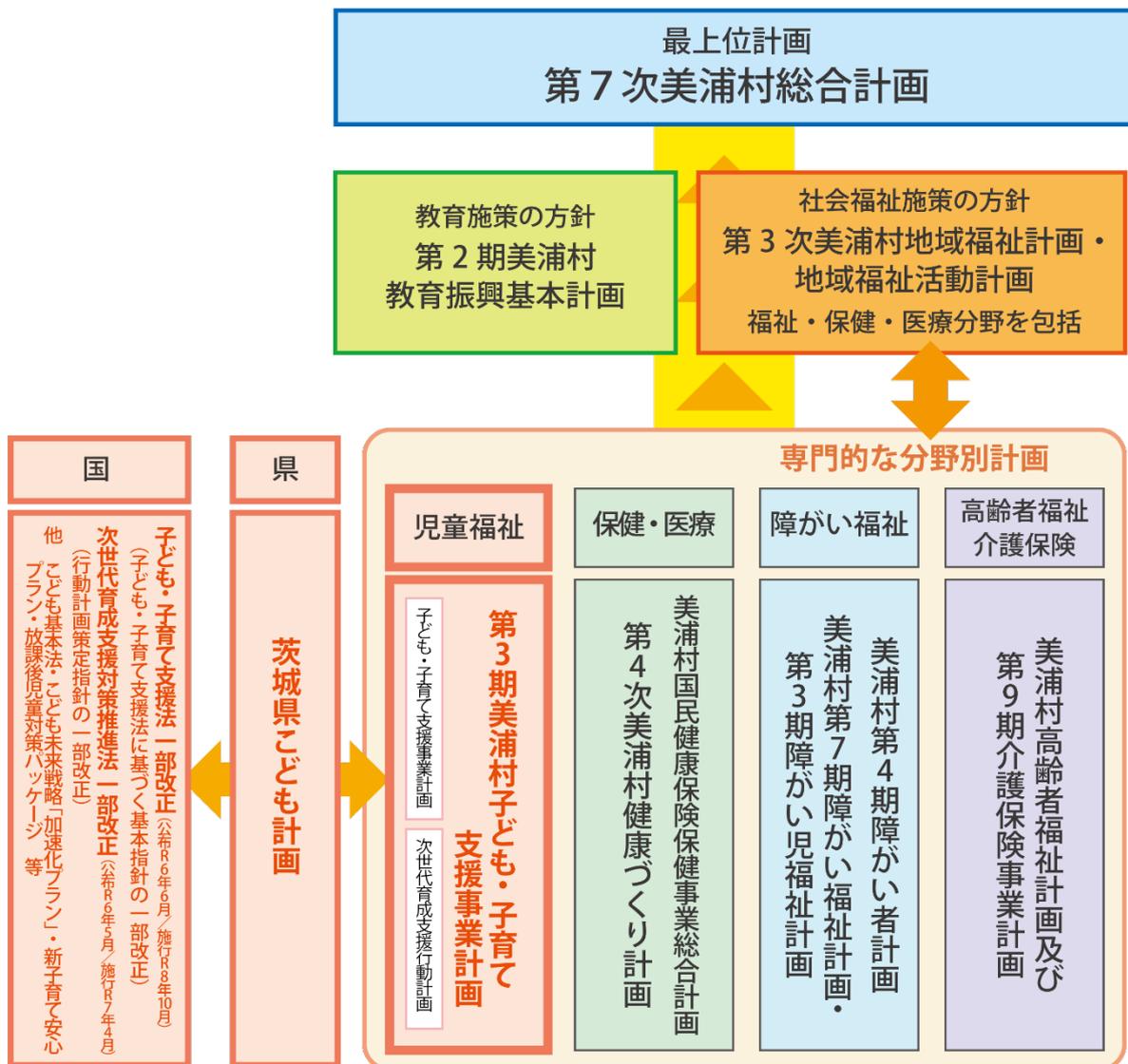
本村においても、「子ども・子育て支援新制度」の施行に伴い、平成27年に「美浦村子ども・子育て支援事業計画」を、令和2年に「第2期美浦村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼児期の教育・保育及び子育て支援の充実に取り組んできました。この度令和6年度に第2期計画の計画期間が終了を迎えることから、「第3期美浦村子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

## 第2節 計画策定の基本事項

### (1) 計画位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」(第61条)に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、「次世代育成支援対策推進法」(第8条)に基づく「市町村行動計画」を内包するもので、本村の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保と、子ども・子育て支援の基本的な方向性を示し、子育て支援施策の総合的かつ計画的推進を図るために策定するものです。

策定にあたっては、「子ども・子育て支援法」に基づく基本指針を踏まえ、教育・保育に係る国の計画や決定事項、茨城県の上位計画、村の上位・関連計画と調和を保ち策定しました。



## (2) 計画期間

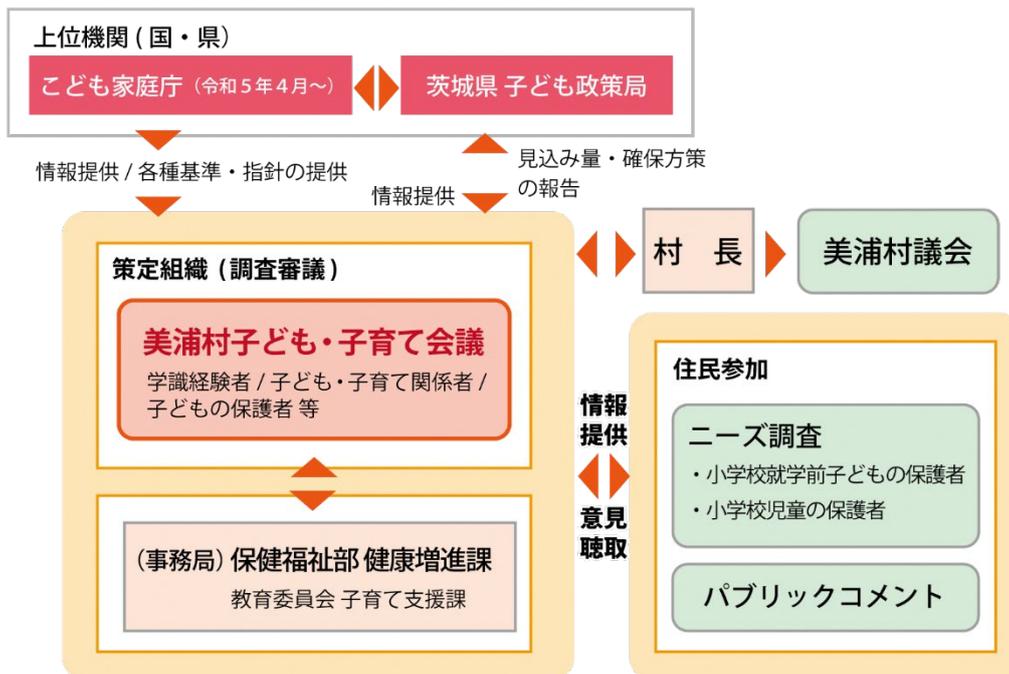
本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間の計画とします。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第2期美浦村子ども・子育て支援事業計画					第3期美浦村子ども・子育て支援事業計画				
第7次美浦村総合計画									

## (3) 計画の策定体制

本計画は、「子ども・子育て支援法」（第72条）の規定に基づき、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子どもの保護者等で構成された「美浦村子ども・子育て会議」により、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議しました。

本計画の策定にあたっては、住民参加として、小学校就学前子どもの保護者及び小学校児童の保護者を対象に、子ども・子育てに関するニーズ調査を実施するとともに、パブリックコメントを実施しました。



#### (4) 策定方針

本計画は、以下の5つの策定方針のもと、計画策定を進めました。

##### ◆全ての子どもと子育て家庭を支援する計画へ

安心して子育てができるよう、本村の子育て家庭のニーズを踏まえた教育・保育の提供体制の整備と、多様なライフスタイルに対応した子ども・子育て支援の提供に努めます。

また、要支援・要保護児童への対応や特に配慮を必要とする子ども等の支援については、多様な状況に応じたきめ細やかな取組を進めます。

##### ◆子どものウェルビーイング実現に向けた計画へ

地域の大切な財産である子どもの幸せを第一に考えるとともに、子どもの健やかな育ちとその子育て家庭を、地域全体で支え、さらに子育て支援を通して、地域（村民）全体の幸せ（ウェルビーイング）を実現するための仕組みづくりを目指します。

##### ◆これまでの取組を継承した計画へ

第1期計画から第2計画まで取り組んできた、地域に根ざした幼児教育・保育の取組や子どもと子育て家庭の暮らしを支える様々な取組の成果をいかし、第3期計画においても取組を継続推進します。

##### ◆新たな課題に対応していく計画へ

法制度の改正、新型コロナウイルス感染症の流行による女性の雇用や所得などへの経済的影響や、孤立等の育児不安、児童虐待の深刻化、多様な働き方の展開など、予測困難な時代のなかで、顕在化した課題や新たに生じた子育て家庭を取り巻く課題に対応できる取組を推進します。

##### ◆上位・関連計画等と整合を図る計画へ

本村の総合計画、地域福祉計画（健康づくり計画）、教育振興基本計画など、子どもの健やかな成長に関する事項の方向性について上位・関連計画との整合を図ります。



## ◆第2章 美浦村を取り巻く現状と課題

## ◆第2章 美浦村を取り巻く現状と課題

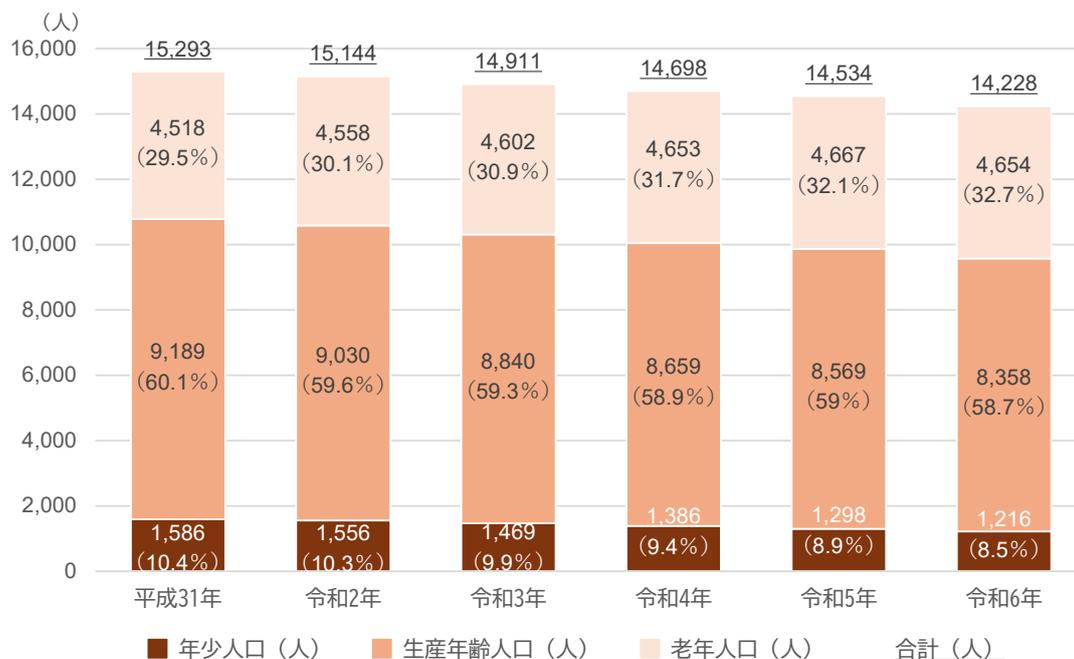
### 第1節 子ども・子育てを取り巻く現状

#### (1) 人口構造の変化

##### ①総人口と三区分別人口

本村の総人口は減少傾向にあり、区分別人口では生産年齢人口（15～64歳）と年少人口（0～14歳）が減少傾向にあります。老年人口（65歳以上）は令和5年まで増加していましたが令和6年には減少しています。しかし、老年人口割合は増加傾向にあり、令和6年では32.7%となっています。

##### ◇総人口と三区分別人口の推移



資料：美浦村住民基本台帳（各年3月31日）

第2期計画期間中の世帯数は徐々に増加し、令和5年に6,811世帯と最も多くなりました。一方、1世帯あたり人員は減少しており、平成31年の2.28人から令和6年は2.10人に減少しています。

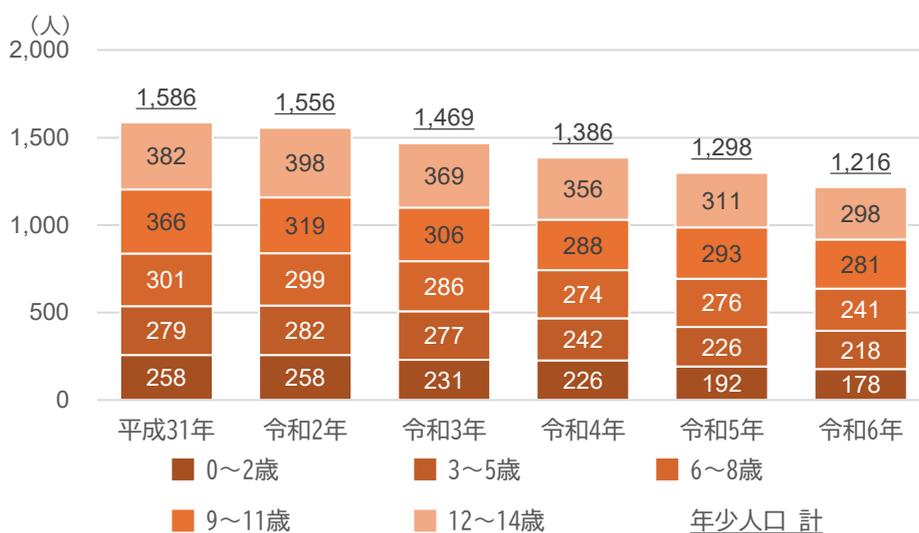
◇世帯数と1世帯あたり人員の推移

期	第2期					
	第1期	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
年度	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
世帯数（世帯）	6,695	6,750	6,736	6,742	6,811	6,775
1世帯あたり人員（人）	2.28	2.24	2.21	2.18	2.13	2.10

資料：美浦村住民基本台帳（各年3月31日）

年少人口は、令和6年に1,216人となっており、毎年減少していることから、人口全体の減少に影響しています。なお、令和元年の出生数は82人だったものが、令和4年には62人と、4分の3程度に減少しており、出生数の減少がより人口減少に拍車をかけています。

◇年少人口の年齢別の推移



資料：美浦村住民基本台帳（各年3月31日）

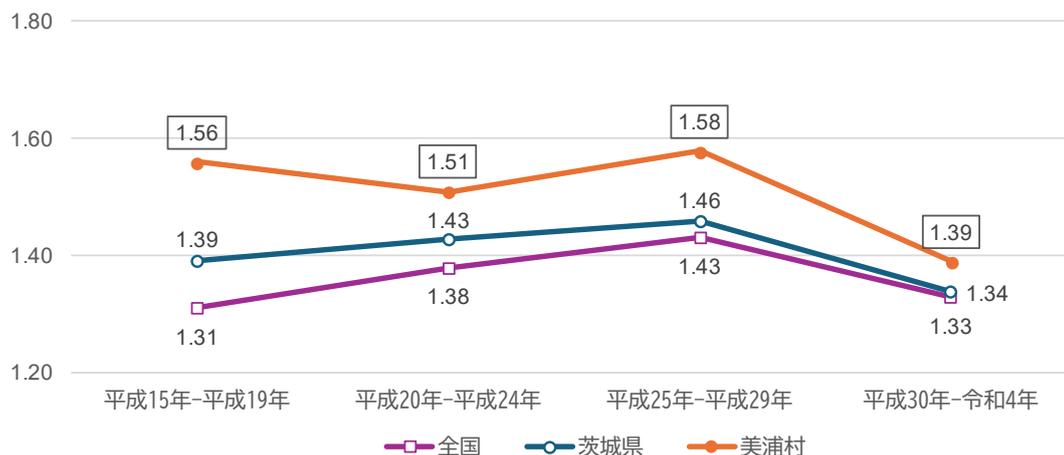
◇出生数の推移

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
出生数（人）	82	76	72	62

資料：茨城県人口動態統計（各年）

## ②合計特殊出生率

本村の合計特殊出生率は、国、県と比べると高いものの、直近では大きく減少しています。

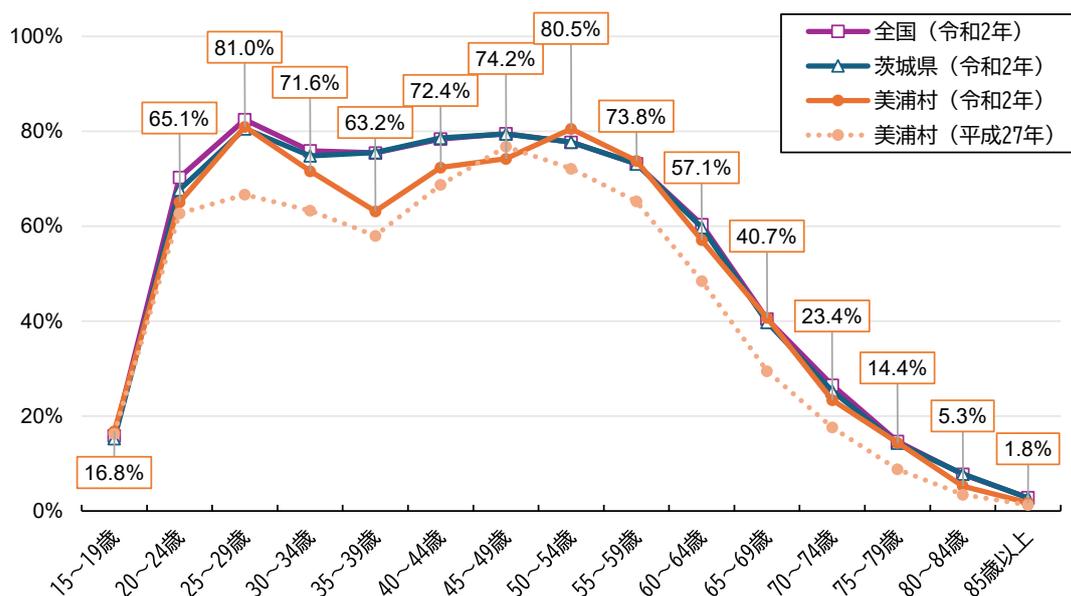


資料：人口動態保健所・市区町村別統計

## ③女性の就業率

本村の令和2年の女性の就業率をみると、出産・子育て期に低くなる「M字カーブ」を描く傾向になっており、カーブの左側のピークは25～29歳、右側のピークは50～54歳、カーブのボトムは35～39歳となっています。平成27年と比較すると、45～49歳を除いた全ての年代で就業率が上昇しています。

国、県と本村で比較すると就業率は低い状況で、特に35～39歳において差が大きくなっています。



資料：国勢調査 就業状態等基本集計（平成27年、令和2年）

## 第2節 教育・保育の現状

### (1) 就学前子どもの状況

#### ①就学前子どもの在籍状況

本村の就学前子どもの在籍状況としては、3歳以上の子どもはほぼ幼稚園・保育所に所属していますが、2歳では46.5%、1歳では38.2%の子どもが所属なしとなっています。0歳では80.4%が所属なしとなっています。

#### ◇就学前子どもの施設別在籍状況

単位：人（％）

出生年度	0歳		1歳		2歳		3歳		4歳		5歳	
	令和5年度 生まれ		令和4年度 生まれ		令和3年度 生まれ		令和2年度 生まれ		令和元年度 生まれ		平成30年度 生まれ	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
美浦幼稚園	—	(—)	—	(—)	—	(—)	26	(39.4)	27	(36.0)	31	(39.7)
管外幼稚園	—	(—)	—	(—)	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(1.3)	0	(0.0)
管外認定こども園	1	(2.0)	1	(1.8)	2	(2.8)	6	(9.1)	6	(8.0)	6	(7.7)
大谷保育所	6	(11.8)	17	(30.9)	19	(26.8)	18	(27.3)	22	(29.3)	25	(32.1)
木原保育所	2	(3.9)	14	(25.5)	13	(18.3)	13	(19.7)	16	(21.3)	12	(15.4)
管外保育所	1	(2.0)	2	(3.6)	4	(5.6)	2	(3.0)	1	(1.3)	3	(3.8)
所属なし	41	(80.4)	21	(38.2)	33	(46.5)	1	(1.5)	2	(2.7)	1	(1.3)
合計	51	(100)	55	(100)	71	(100)	66	(100)	75	(100)	78	(100)

※年度対象児童の生年月日は、4月2日から翌年4月1日まで  
資料：美浦村子育て支援課（令和6年5月1日）

#### ②幼稚園

本村では美浦幼稚園を整備しています。入園児数は年少人口の減少や出生率の低下に伴い、減少傾向で推移しており、令和6年には84人に減少しています。

#### ◇美浦幼稚園入園児数の推移

単位：人

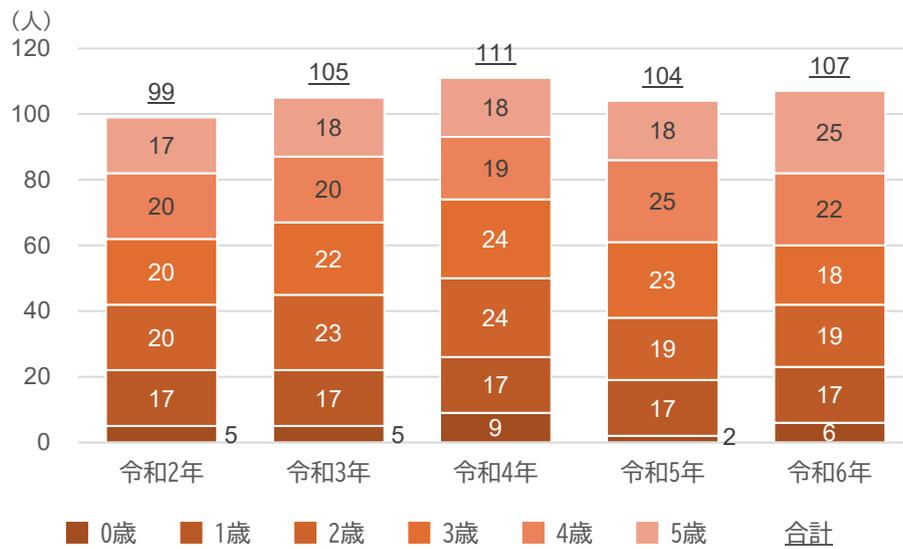
年齢	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
3歳	38	31	33	27	26
4歳	37	40	32	31	27
5歳	43	42	40	27	31
合計	118	113	105	85	84

資料：美浦村子育て支援課（各年5月1日）

### ③保育所

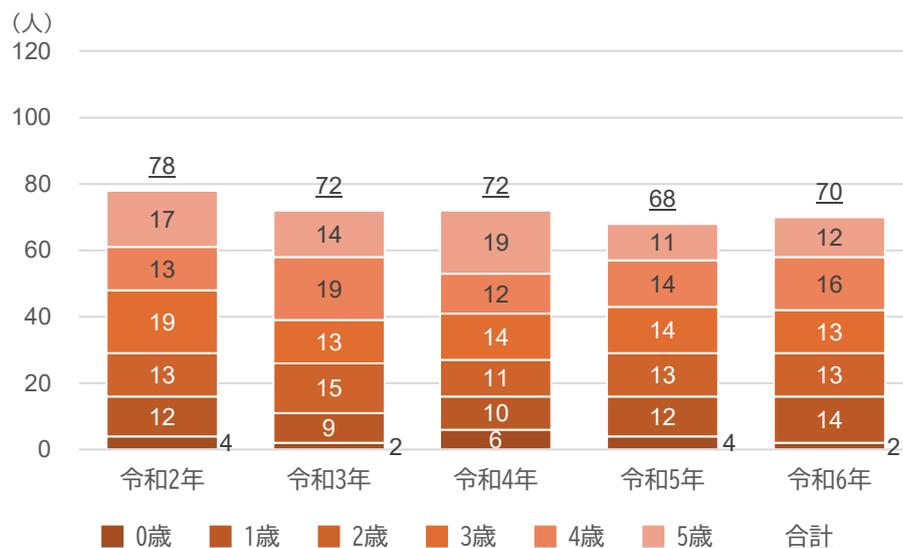
本村では大谷保育所・木原保育所を整備しています。年によって増減が見られますが、過去5年間で比べると大谷保育所は微増傾向、木原保育所は減少傾向で推移しています。しかし、0歳人口が減少していることから、今後は減少傾向になっていくことが予測されます。

#### ◇大谷保育所入所数の推移



出典：美浦村子育て支援課（各年5月1日）

#### ◇木原保育所入所数の推移



出典：美浦村子育て支援課（各年5月1日）

## (2) 一時預かりに係る事業の状況

本村のファミリーサポートセンターにおける預かりに係る事業については、利用会員宅、協力会員宅、又は子育て支援センター、中央公民館こどもの部屋等での預かりを行っています。令和2年度に利用者数が減少したものの、令和3年度以降は利用者数が回復し、令和5年度には1,104人まで増加しています。

会員数については、利用会員数は令和元年度から令和5年度までで約1.5倍に増加しています。その一方で協力会員数は令和元年度から横ばいであり、利用状況がひっ迫しています。

### ◇ファミリーサポートセンターの利用者数の推移

単位：人

期	第1期		第2期		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延利用者数	765	696	729	917	1,104

資料：美浦村事業報告書（各年度）

### ◇ファミリーサポート事業会員数

単位：人

期	第1期		第2期		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用会員	238	269	298	329	361
協力会員	28	26	26	27	27
両方会員	4	3	3	3	3

資料：美浦村事業報告書（各年度）

### (3) 放課後児童クラブの状況

本村の放課後児童クラブへの入会児童数は増加傾向にあり、令和5年度では224人となっており、低学年の入会児童数は増加していますが、高学年の入会児童数は横ばいとなっています。

また、放課後児童クラブは、現在、各小学校区に1か所、計3か所で実施していますが、令和7年度に3つの小学校が統合され美浦村立美浦小学校となることに伴い、令和7年度以降は既存の2か所の児童館（木原城山児童館、大谷時計台児童館）で放課後児童クラブを実施していきます。あわせて、令和7年度以降、美浦小学校付近に新たな児童厚生施設（放課後児童クラブ施設を含む）を整備する計画を進めていきます。

#### ◇児童クラブ入会児童数の推移

単位：人

期	第1期			第2期										
	令和元年度			令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度				
1年	41			51		57		44		54				
	8	6	27	29	0	22	25	2	30	23	7	14	24	4
2年	41			38		43		58		44				
	16	6	19	9	6	23	25	1	17	28	4	26	23	6
3年	30			35		35		46		54				
	11	0	19	15	5	15	8	6	21	25	2	19	24	4
低学年 計	112			124		135		148		152				
4年	28			26		35		30		27				
	10	1	17	12	0	14	14	4	17	5	6	19	14	1
5年	30			19		16		28		30				
	7	5	18	7	1	11	7	0	9	10	5	13	7	7
6年	13			15		11		10		15				
	11	0	2	4	5	6	6	1	4	4	1	5	4	1
高学年 計	71			60		62		68		72				
合計	183			184		197		216		224				

※各学年の下段の数値は内訳で、左から大谷児童クラブ、大谷第二児童クラブ、木原児童クラブの人数を示す。

資料：美浦村子育て支援課（各年度）

## 第3節 ニーズ調査結果

### (1) 調査の目的

「第3期美浦村子ども・子育て支援事業計画」策定のため、子育て家庭の教育、保育及び子育て支援に関する現状や希望、意見を聴取し、美浦村の子ども・子育て支援の必要量の算出や、子育て施策の基礎資料とすることを目的に調査を実施しました。

### (2) 調査方法等

調査方法：郵送配布・回収

調査期間：令和6年5月17日（金）～5月31日（金）※6月回収分まで反映

対象者：①小学校就学前子どもの保護者、②小学校児童保護者（以下、保護者を省略。）

回収状況：①小学校就学前子ども（配布数）299票、（有効回収数・率）147票、49.2%

②小学校児童（配布数）512票（392世帯）、（有効回収数・率）405票、103.3%※

※②について、母数は世帯であるものの、きょうだいがいる世帯で複数回答している票があったため、回収率が100%を超えています。

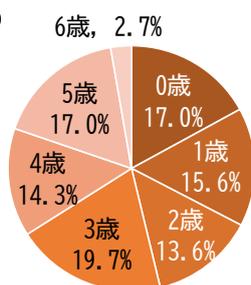
### (3) 調査結果概要

#### <お子さんご家族の状況について>

##### ○お子さんの年齢（学年）

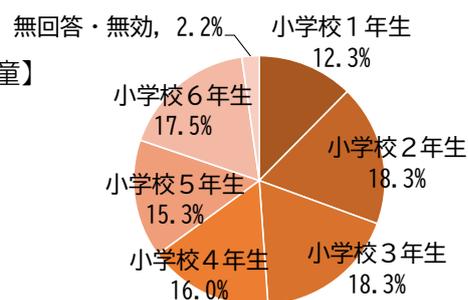
【小学校就学前子ども】

N=147



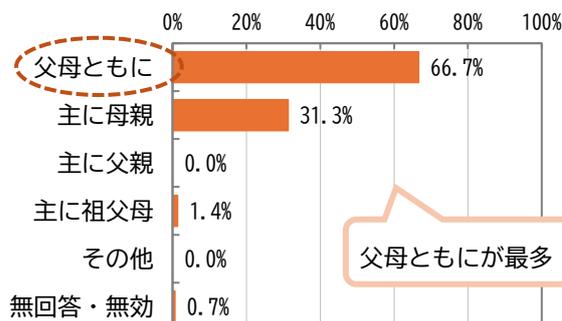
【小学校児童】

N=405

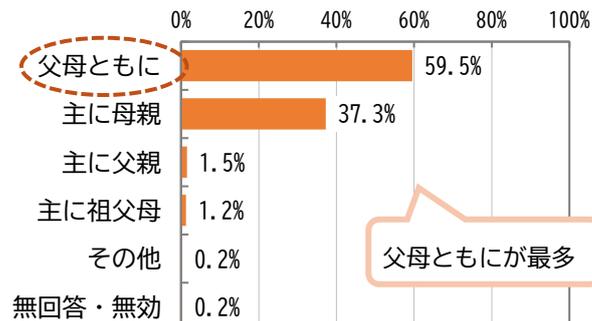


##### ○子育てを主に行っている方

【小学校就学前子ども】 N=147



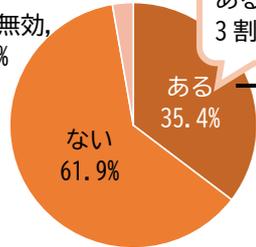
【小学校児童】 N=405



○子育てする上で不安に思うことや心配ごとはあるか

【小学校就学前子ども】

N=147 無回答・無効, 2.7%

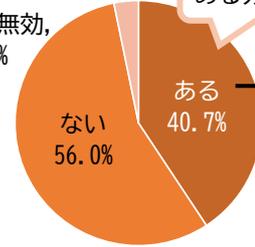


ある方は  
3割以上

<内容>  
経済的なこと (17件)  
子どもの健康・発達のこと (16件) 等

【小学校児童】

N=405 無回答・無効, 3.2%



ある方は  
4割

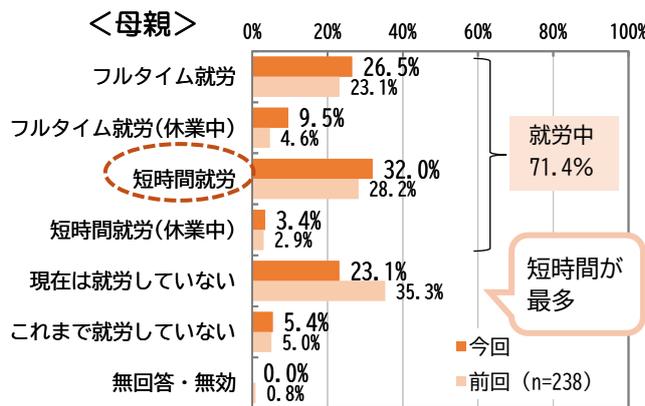
<内容>  
子どもの人間関係に関すること、  
村の環境に関すること (30件)  
学習面に関すること、経済的なこと (29件) 等

<保護者の就労状況について>

○保護者の就労の有無と休業状況

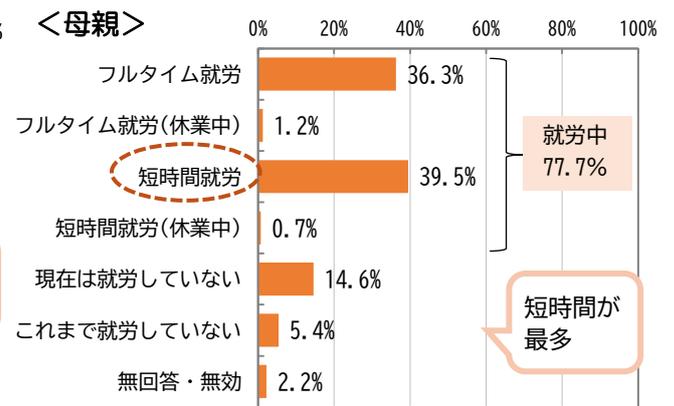
【小学校就学前子ども】 N=147

<母親>

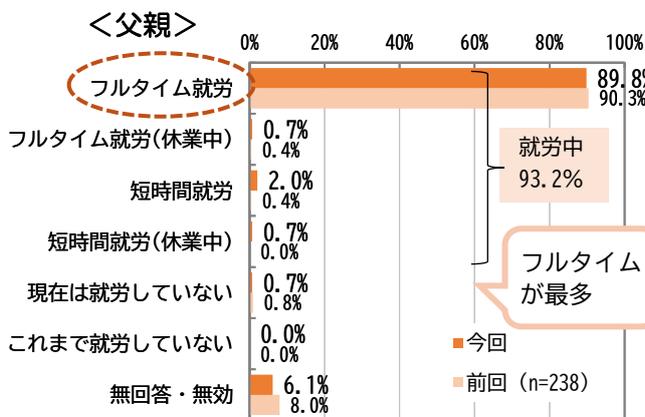


【小学校児童】 N=405

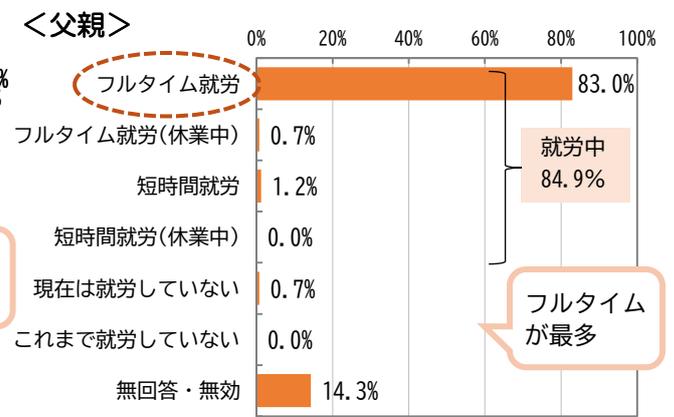
<母親>



<父親>



<父親>



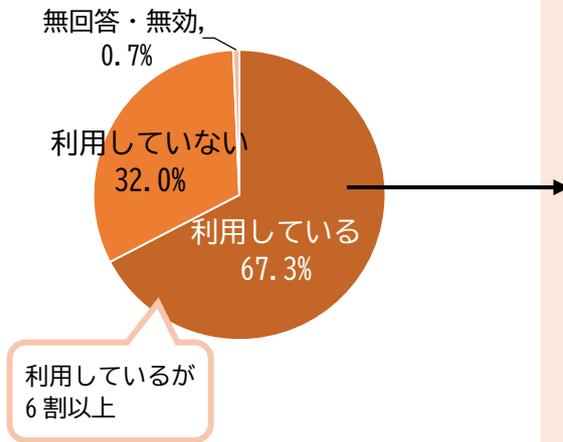
※前回は令和元年度実施のニーズ調査を指します。(以降、「前回」は同様の意味合い。)

※小学生児童調査は前回未実施です。

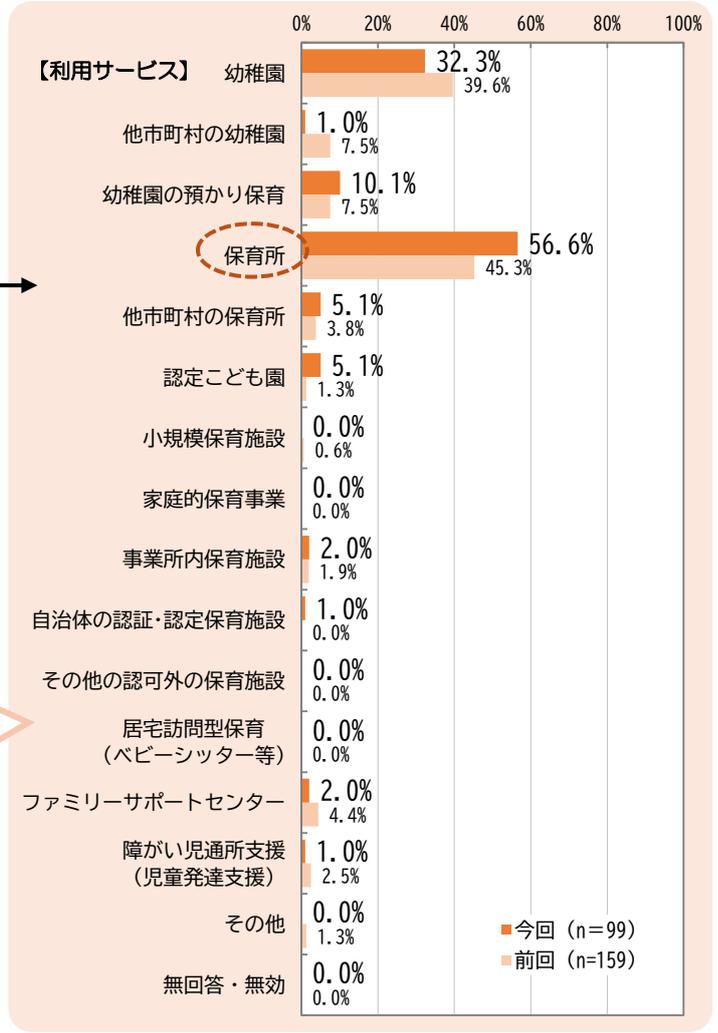
<幼稚園・保育サービス等の利用状況について>

○幼稚園・保育サービスの定期的な利用

【小学校就学前子ども】 N=147



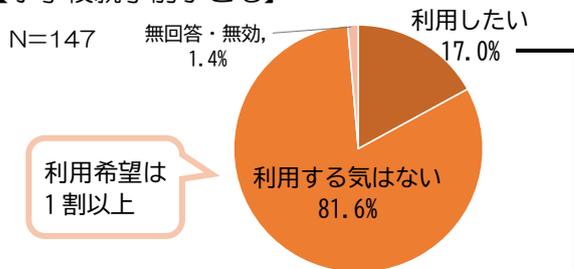
保育所が 5割以上  
幼稚園が 3割  
幼稚園の預かり保育が 1割



<お子さんの怪我や病気の際の対応について>

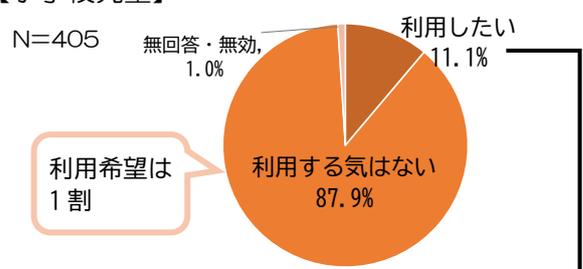
○ショートステイの利用希望の有無とその目的と程度

【小学校就学前子ども】



<利用目的>  
 家族の病気 (68.0%)  
 家族の育児疲れ・不安 (48.0%)  
 冠婚葬祭 (40.0%)

【小学校児童】



<利用目的>  
 家族の病気 (62.2%)  
 家族の育児疲れ・不安 (44.4%)  
 冠婚葬祭 (24.4%)

<放課後の過ごし方について>

○放課後の時間を（小学校就学前子ども）過ごさせたい/（小学生児童）過ごしている場所

【小学校就学前子ども】 N=147

【小学校児童】 N=405

<低学年 希望>  
 自宅 (38.1%)  
 放課後児童クラブ (34.0%)  
 児童館 (32.7%)

<高学年 希望>  
 自宅 (40.1%)  
 塾や習い事 (32.7%)  
 放課後児童クラブ (27.2%)

<実態>  
 自宅 (63.7%)  
 塾や習い事 (26.7%)  
 放課後児童クラブ (25.7%)

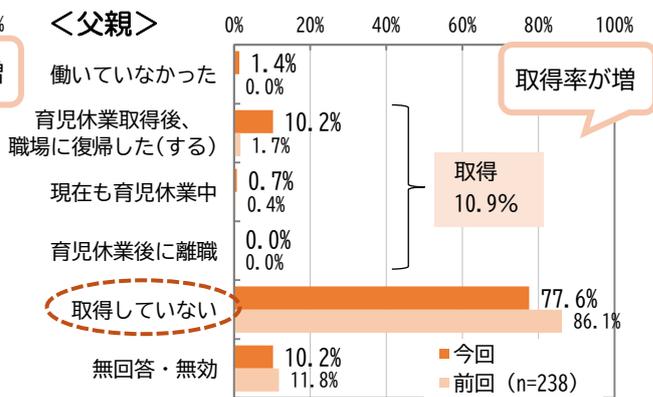
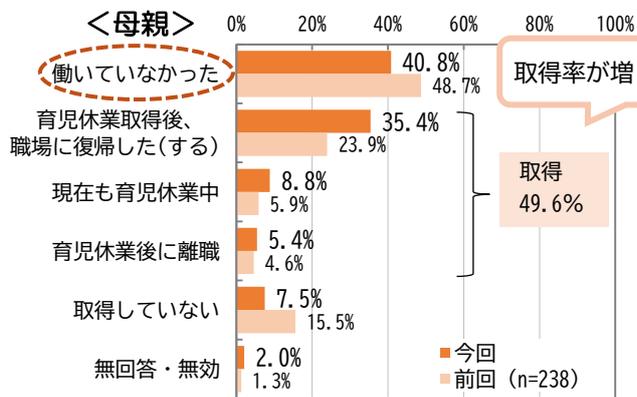
※小学校就学前子どもの詳細は▶P.51

実際は「自宅」で過ごしている割合が高い

<育児休業について>

○育児休業の取得状況

【小学校就学前子ども】 N=147

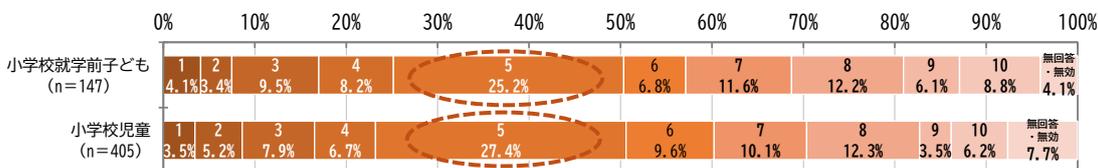


<村の子育て環境や支援について>

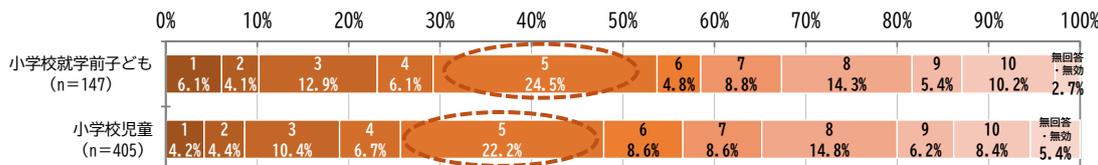
○村の子育て支援への満足度（10段階評価） ※1が低い、10が高い

中程度の「5」が最多次いで「8」が多い

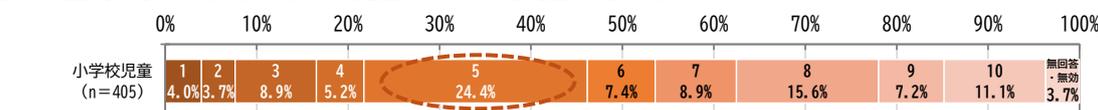
① 妊娠・出産期の子育て支援（健診やマタニティ教室等）



② 乳幼児期の子育て支援（幼稚園・保育所、子育て広場、預かり保育、健診等）



③ 学童期の子育て支援（放課後児童クラブ、訪問型家庭教育等）



## 第4節 課題の整理

### 計画策定の背景から

- ◆法や制度をおさえるとともに、社会情勢に対応した計画づくりが求められる。  
⇒「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障する。（子ども・子育て支援新制度）  
⇒こどもがまんなかの社会の実現を目指す。（こども家庭庁）
- ◆全国的な児童虐待や不登校の増加、経済的に困難な状況にある世帯における子どもへの貧困の影響、新型コロナウイルス感染症の流行など、子どもを取り巻く状況は厳しくなっている。

### 子ども・子育てを取り巻く現況から

- ◆全国的な課題でもあるが本村においても人口減少。（年少人口の減少と進む高齢化。）
- ◆特に出生数は5年ほどで4分の3程度に減少。（R1で82人⇒R4で62人）  
合計特殊出生率（平成30年～令和4年）も国や県よりは高いものの、大きく減少。
- ◆女性の25歳～49歳の就業割合は5年前より増加したが、国や県に比べて低く、M字カーブ（結婚・出産を機に離職し、育児が一段落したら再び働きだす傾向）も顕著。
- ◆本村の就学前子どもの教育・保育施設の利用状況について、0歳では8割、1・2歳では4割が所属なしの状況。⇒他者の目が届きづらいことなどから保護者の孤立等も懸念される。
- ◆特に美浦幼稚園の児童数は5年でみると大きく減少。保育所では施設によって微増や減少を繰り返しているものの、保育のニーズは高い。
- ◆ファミリーサポートの一時預かりの利用は増加。⇒保護者の就労率の増加等を要因として、育児・介護の負担軽減も含め、今後も一時預かりや保育サービスなど多様なニーズの発生が予測される。
- ◆放課後児童クラブの入会児童数（特に低学年）は増加傾向。⇒保護者の就労率の増加等を要因として、引き続き放課後の児童の安全な居場所づくりが求められる。

### ニーズ調査結果から

#### 【小学校就学前子ども】

- ◆子育てする上で、不安に思う・心配ごとがある方は35.4%。その内容は、経済的なことに関する内容が最も多く、次いで子どもの健康や発達に関することが多くなっている。
- ◆保護者の就労状況は、フルタイム・短時間の就労（休業中含む）合わせて就労中の母親が71.4%、父親は93.2%で、前回調査より就労率は増加。（前回調査R1では母親58.8%、父親91.1%。）
- ◆幼稚園・保育所サービス等の利用状況は、「利用している」が67.3%で、利用サービスは保育所が56.6%で最も多く、次いで幼稚園32.3%、幼稚園の預かり保育10.1%。前回調査より保育所と幼稚園の預かり保育の利用が増加。  
⇒保護者の就労状況、預かり保育利用増から、今後もニーズが増えることが予測される。

- ◆ショートステイ（泊りがけで子供を預けるサービス）の利用希望は17.0%で、利用目的としては家族の病気が68.0%で最も多く、次いで育児疲れ・不安が48.0%。  
⇒利用希望は約2割で、希望者の利用目的をみると、深刻さが認識できる。
- ◆小学校就学後の放課後の過ごし方の希望は、低学年時は自宅が38.1%で最も多く、次いで放課後児童クラブが34.0%、高学年時は自宅が40.1%で最も多く、次いで塾や習い事が32.7%。  
⇒放課後児童クラブなど、放課後の児童の安全な居場所づくりが求められる。
- ◆育児休業の取得状況は母親が49.6%、父親が10.9%で、前回調査より取得率は増加。特に父親の取得が増加。（前回調査R1 母親34.4%、父親2.1%。）  
⇒引き続き、父親の育児休業の取得について意識啓発することが求められる。
- ◆村の子育て支援への満足度（10段階評価）は、①妊娠・出産期の支援は5（25.2%）、②乳幼児期の支援は5（24.5%）が多い。  
⇒中程度の評価となっていることから、引き続き支援に努めることと、より満足度を高めるための施策が求められる。

#### 【小学校児童】※前回未実施

- ◆子育てする上で、不安に思う・心配ごとがある方は40.7%。就学前より多い。その内容は、子どもの人間関係や村の環境について、経済面や学習面の心配ごとなどとなっている。
- ◆保護者の就労状況は、フルタイム・短時間の就労（休業中含む）合わせて就労中の母親が77.7%、父親は84.9%。母親は、就学前子どもよりも就労割合が多くなっている。
- ◆ショートステイの利用希望は11.1%で、利用目的としては家族の病気が62.2%で最も多く、次いで育児疲れ・不安が44.4%。就学前と同傾向。  
⇒利用希望は約1割で、希望者の利用目的をみると、深刻さが認識できる。
- ◆小学校就学後の放課後の過ごし方は、自宅が63.7%で最も多く、次いで塾や習い事が26.7%、放課後児童クラブが25.7%。就学前子どもの希望と実態は同傾向となっている。  
⇒保護者の就労状況、放課後児童クラブの入会児童数の現状から、今後も放課後の児童の安全な居場所づくりが求められる。
- ◆村の子育て支援への満足度（10段階評価）は、①妊娠・出産期の支援は5（27.4%）、②乳幼児期の支援は5（22.2%）、③学童期の支援は5（24.4%）が多い。  
⇒中程度の評価となっていることから、引き続き支援に努めることと、より満足度を高めるための施策が求められる。

様々な社会潮流の変化や、保護者の就労率の上昇等により、子どもや子育て家庭の取り巻く状況とその支援のニーズは多様化している。村の子どもをまんやかに捉え、その幸せを実現することが重要であり、そのためにも全ての子育て家庭を支えていくことが求められる。

## ◆第3章 計画の基本理念

## ◆第3章 計画の基本理念

### 第1節 基本理念

本村では、これまで「子どもの健やかな成長を育む村づくり」を第2期計画の基本理念に掲げ、子ども・子育て支援新制度に基づく事業や次世代育成支援のための取組を推進してきました。この間、人口減少・少子化の更なる進展により、本村の子どもの数は減少していますが、共働き家庭の増加などにより、一時預かりに係る事業や放課後児童クラブの利用者数は増加するなど、子育て支援のニーズも次第に変化しています。また、社会情勢の目まぐるしい変化のなか、子を持つ家庭が安心して子育てできる環境、子どもが幸せに育つ環境を維持していくことが困難になってきています。

子どもが元気ですくすく育つこと、幸せな子ども時代を過ごすことを最優先と考え、子どもをまんなかに、子どもと家庭を支えていくことは大変重要です。村の将来を担う子どもたちは地域の大きな財産であり、地域の未来そのものだからです。

子どもを全ての「まんなか」において、地域の豊かな未来のために全ての子どもと子育て家庭を支援していけるよう、「地域が支える“子ども・家庭”まんなか社会の実現」を基本理念に掲げます。

## 地域が支える“子ども・家庭”まんなか社会の実現

### 第2節 基本的な考え方

基本理念を実現するための基本的な考え方を「子どもの幸せを最優先」、「全ての子育て家庭の支援」、「地域全体で子どもを見守る」の3つのアプローチとして整理しました。

#### 1 子どもの幸せを最優先

子ども・子育て支援の目的は子どもの幸福の実現であることに留意し、子どもの権利・利益の尊重と、子どもの視点に立った取組を推進する。

#### 2 全ての子育て家庭の支援

子育てと仕事の両立支援はもとより、家庭のニーズや希望をくみ取ることで、全ての子育て家庭が安心して暮らせるような取組を推進する。

#### 3 地域全体で子どもを見守る

子どもの健やかな育ちは地域社会全体の喜びでもあることから、行政・地域の連携のもと、地域全体で子どもと家庭を見守り・応援していく。

### 第3節 基本目標

- ◆基本目標1 安心して子どもを育める環境づくり（妊娠・出産・乳幼児期の支援）
- ◆基本目標2 子どもが心身ともに学び育つ環境づくり（学童期等の支援）
- ◆基本目標3 子育て家庭をしっかりと支える環境づくり（子育て家庭全般）
- ◆基本目標4 全ての子育て期を通した総合的な子育て環境づくり（貧困・虐待・特別支援）

### 第4節 施策の体系

<b>基本理念</b>	<b>地域が支える“子ども・家庭”まんなか社会の実現</b>
<b>基本的な考え方</b>	子どもの幸せを最優先・全ての子育て家庭の支援・地域全体で子どもを見守る

#### 【子ども・子育て支援事業計画】

量の見込みと確保方策	
教育・保育提供体制の充実	幼稚園・保育所 1号認定3～5歳、2号認定3～5歳、3号認定0、1、2歳
地域子ども・子育て支援事業の充実	地域子ども・子育て支援事業

#### 【次世代育成支援行動計画】

基本目標		施策の展開
<b>基本目標1</b>	安心して子どもを育める環境づくり（妊娠・出産・乳幼児期の支援）	(1) 妊娠・出産に関する包括的な支援の充実 (2) 乳幼児等の健康支援の充実 (3) 教育・保育サービスの充実 (4) 地域の子育て支援の充実
<b>基本目標2</b>	子どもが心身ともに学び育つ環境づくり（学童期等の支援）	(5) 放課後児童の健全育成 (6) 安心・安全な居場所づくりや学習支援の充実 (7) 交通安全・犯罪・災害等への対策
<b>基本目標3</b>	子育て家庭をしっかりと支える環境づくり（子育て家庭全般）	(8) 多様な保育ニーズへの対応 (9) 就学前教育・家庭教育の推進 (10) 子育て家庭への経済的負担の軽減 (11) ワーク・ライフ・バランスの実現
<b>基本目標4</b>	全ての子育て期を通した総合的な子育て環境づくり（貧困・虐待・特別支援）	(12) 子どもの貧困対策の推進 (13) 児童虐待の防止・ヤングケアラーへの支援 (14) 特別な配慮が必要な子どもへの支援



## ◆第4章 子ども・子育て支援事業計画

# ◆第4章 子ども・子育て支援事業計画

## 第1節 教育・保育提供区域と将来児童数の推計について

### (1) 教育・保育提供区域の設定

#### ①教育・保育提供区域とは

「子ども・子育て支援法」において、市町村は「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられています。

教育・保育提供区域とは、本計画に基づいて実施される教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の共通設定区域となります。

#### ②美浦村の教育・保育提供区域

本村においては、ニーズ調査や各地域の現状（子どもの人口や資源など）、教育・保育施設等の広域的な利用状況を踏まえ、村全体を1区域として教育・保育提供区域に設定します。

#### ◇本村の教育・保育施設及び関連施設の位置図



※1 木原小学校、大谷小学校、安中小学校が令和7年3月に閉校し、令和7年4月から新設の美浦小学校へ統合。

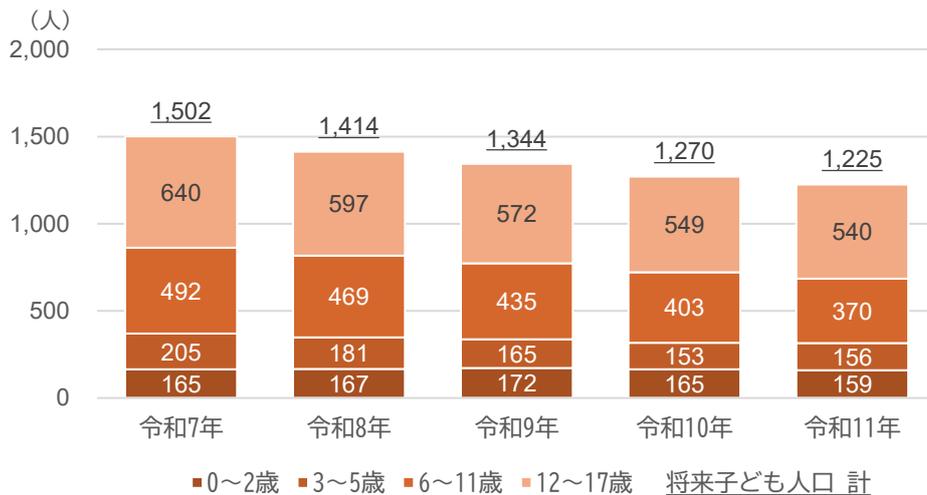
## (2) 将来子ども人口の推計

本村の将来子ども人口の推計にあたっては、コーホート変化率法（過去の実績人口の推移から、同じ年に生まれた人口の「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法）を用いて算出しました。

0歳～17歳までの将来子ども人口の推計をみると、令和7年から令和11年にかけて全体的に減少傾向にあります。0歳～2歳をみると、増減はあるものの緩やかな減少傾向を示し、令和11年には159人程度となることが見込まれます。

3～5歳は令和7年から令和9年まで大きく減少し、令和10年から令和11年では減少が緩やかになるものの、150人台で横ばいになることが見込まれます。

### ◇将来子ども人口推計



## 第2節 量の見込みと確保方策

### (1) 量の見込みの算出

本計画では、「教育・保育施設」及び「地域子ども・子育て支援事業」のニーズの「量の見込み」と「確保方策」を定める必要があります。

「量の見込み」については、子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果を基に、国の手引書に沿って算出しています。なお、現状と大きく乖離したニーズ量が算出された場合、事業実績等の現状を勘案して再算出しています。

### (2) 教育・保育の提供体制について

本村の児童が将来利用する教育・保育施設（幼稚園や保育所等）について、現在の利用状況を踏まえ、ニーズ調査による利用希望等を勘案し、必要利用定員（量の見込み）を定めます。

具体的には、以下の認定区分ごとに量の見込みを検討し、算出しています。

なお、令和元年10月から幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3～5歳（1号・2号）の子どもと、0～2歳（3号）の住民税非課税世帯の子どもを対象に幼児教育・保育の利用料の無償化を行っています。

#### ◆幼児期の教育・保育の認定区分

教育・保育給付認定区分	必要性	教育・保育時間	年齢区分	利用できる施設
1号認定	教育を希望	教育標準時間 (4時間程度)	満3歳以上	幼稚園 認定こども園（教育）
2号認定	保育の必要性あり	保育標準時間 (最長11時間) 保育短時間 (最長8時間)	満3歳以上	保育所 認定こども園（保育）
3号認定		保育標準時間 (最長11時間) 保育短時間 (最長8時間)	0歳～2歳	保育所 地域型保育事業所 認定こども園（保育）

### (3) 教育・保育量の見込みと確保方策

【現況】本村における教育・保育施設は公立幼稚園が1施設（美浦幼稚園）、公立保育所2施設（大谷保育所、木原保育所）の計3施設あります。幼稚園の児童数は令和6年10月現在で83人（定員200人）、保育所の児童数は180人（定員200人）となっています。

◇認定ごとの実績

(単位:人)	令和2年度					令和3年度					令和4年度				
	0歳	1歳	2歳	3-5歳		0歳	1歳	2歳	3-5歳		0歳	1歳	2歳	3-5歳	
	保育			教育		保育			教育		保育			教育	
	3号		2号	1号	3号		2号	1号	3号		2号	1号			
入所者	15	28	33	106	118	15	26	37	105	114	15	28	35	105	105
利用定員	20	37	38	105	200	20	37	38	105	200	20	37	38	105	200
(単位:人)	令和5年度					令和6年度(10月現在)									
	0歳	1歳	2歳	3-5歳		0歳	1歳	2歳	3-5歳						
	保育			教育		保育			教育						
	3号		2号	1号	3号		2号	1号							
入所者	12	28	32	104	85	15	29	32	104	83					
利用定員	20	37	38	105	200	20	37	38	105	200					

※令和2年度～5年度は4月1日現在（ただし、0歳は10月1日現在）



▲美浦幼稚園



▲木原保育所



▲大谷保育所

【量の見込みと確保方策】

▶ 既存施設の定員数を確保量とし、ニーズ量に合わせ柔軟に対応します。

(単位:人)	令和7年度					令和8年度				
	0歳	1歳	2歳	3-5歳		0歳	1歳	2歳	3-5歳	
	保育			教育		保育			教育	
	3号			2号	1号	3号			2号	1号
①量の見込み	21	23	29	116	80	20	27	28	103	71
②確保方策*	20	37	38	105	200	20	37	38	105	200
特定教育・保育施設 (幼稚園・保育所)	20	37	38	105	200	20	37	38	105	200
③差異(②-①)	▲1	14	9	▲11	120	0	10	10	2	129

(単位:人)	令和9年度					令和10年度				
	0歳	1歳	2歳	3-5歳		0歳	1歳	2歳	3-5歳	
	保育			教育		保育			教育	
	3号			2号	1号	3号			2号	1号
①量の見込み	20	26	32	94	64	20	27	28	87	60
②確保方策*	20	37	38	105	200	20	37	38	105	200
特定教育・保育施設 (幼稚園・保育所)	20	37	38	105	200	20	37	38	105	200
③差異(②-①)	0	11	6	11	136	0	10	10	18	140

(単位:人)	令和11年度				
	0歳	1歳	2歳	3-5歳	
	保育			教育	
	3号			2号	1号
①量の見込み	18	24	29	88	61
②確保方策*	20	37	38	105	200
特定教育・保育施設 (幼稚園・保育所)	20	37	38	105	200
③差異(②-①)	2	13	9	17	139

■表の見方について

- ①量の見込み（調査等から算出したニーズ）
- ②村で確保できる量
- ③差異がプラスであれば確保可能（※マイナスの部分（▲）は柔軟に対応）

【参考:確保の考え方】 令和6年4月現在の既存施設定員数

1号認定: 幼稚園1施設 200名

2号認定: 保育所2施設 63名(大谷)+42名(木原)=105名

3号認定: 保育所2施設 【0歳】12名(大谷)+8名(木原)=20名、【1歳】22名(大谷)+15名(木原)=37名、【2歳】23名(大谷)+15名(木原)=38名

令和7年度のニーズ量に対し、一部確保に不足が出ていますが、発生したニーズに対し柔軟に対応します。

※美浦村では、特定地域型保育事業は未実施です。

#### (4) 地域子ども・子育て支援事業について

「地域子ども・子育て支援事業」は、「教育・保育提供区域」ごとに「量の見込み」を算出することが定められており、量の見込みに対して、令和11年度までに必要量の確保を図ります。

本計画では、その内算出義務のない2事業（⑯、⑰）や未実施等の事業を除き、14事業（実施予定含む）の地域子ども・子育て支援事業について量の見込みと確保方を定めます。

なお、確保量の不足が予想されている事業については、利用実態を踏まえ、ニーズに対応できる体制を検討するなど、計画的な整備に努め、段階的に必要量の確保ができるように確保方を推進します。

##### ◇地域子ども・子育て支援事業

No	事業名	村実施	対象	提供区域
①	利用者支援事業	○	子どもと保護者	村全域
②	妊婦等包括相談支援事業【第3期】	○	妊婦とその配偶者等	
③	延長保育事業（時間外保育事業）	○	保育所入所児童	
④	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	○	1～6年生	
⑤	子育て短期支援事業（ショートステイ）	○	18歳未満	
⑥	乳児家庭全戸訪問事業	○	生後4か月まで	
⑦	養育支援訪問事業	○	18歳未満	
⑧	子育て世帯訪問支援事業【第3期】	- (実施予定)	支援を要する者	
⑨	地域子育て支援拠点事業	○	乳幼児とその保護者	
⑩	一時預かり事業	○	6か月～就学前	
⑪	病児保育事業	-	-	
⑫	子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）	○	6か月～6年生の保護者	
⑬	妊婦健康診査	○	妊婦	
⑭	産後ケア事業【第3期】	○	産婦と1歳未満の子	
⑮	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【第3期】	- (実施予定)	6か月～3歳未満	
⑯	実費徴収に係る補足給付を行う事業	-	-	
⑰	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	-	-	

## (5) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

### ①利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【現況】本村においては、「子育て支援センター」（基本型）と、「子育て世代包括支援センター」（母子保健型）の2か所で、情報提供・相談等を実施しています。

### 【量の見込みと確保方策】

- ▶ 既存の2か所の施設で事業を実施していきます。
- ▶ 令和8年度から子育て世代包括支援センターに変わり、「こども家庭センター」を設置し、妊産婦及び全ての子どもとその家庭に対して切れ目のない支援を目指します。

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	か所	2	2	2	2	2
②確保方策		2	2	2	2	2
③差異(②-①)		0	0	0	0	0

【参考:確保の考え方】 継続して既存の2か所の施設で支援を図ります。



▲子育て支援センター



▲子育て支援センター

## ②妊婦等包括相談支援事業【第3期から追加】

妊婦のための支援給付と併せて、妊婦とその配偶者等に対して面談等により情報提供や相談を行い、関係機関との連携により支援体制を充実させ、身体的、精神的ケアを実施する事業です。

【現況】本村においては、令和5年3月10日より、美浦村出産・子育て応援給付金事業として、出産・子育て応援給付と併せて、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援を実施しています。

### 【量の見込みと確保方策】

▶支援を必要とする方が利用できる体制を継続していきます。

区分		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	妊娠届出数	人 ・ 回	60	57	56	54	52
	1組当たり 面談等回数		3	3	3	3	3
	面談等実施合計		180	171	168	162	156
②確保方策	保健センター		180	171	168	162	156
	上記以外		0	0	0	0	0
	合計		180	171	168	162	156
③差異(合計②-①)			0	0	0	0	0
【参考:確保の考え方】対象者全員に実施できるよう、ニーズ量を確保方策とします。							

### ③延長保育事業（時間外保育事業）

保育認定を受けた児童に対し、通常の利用時間以外において保育所で保育を実施する事業です。

【現況】本村においては、保育短時間認定の児童が、やむを得ない理由により保育が必要となった場合、開所時間内で延長保育を実施しています。（延長保育料1日50円、保護者負担）

◇延長保育（時間外保育）の実績

単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
（実人数）人	26	28	48	39
（延べ）人	85	69	161	177

#### 【量の見込みと確保方策】

▶延長保育を希望する方が利用できるよう継続して実施していきます。

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	36	34	33	31	31
②確保方策		36	34	33	31	31
③差異(②-①)		0	0	0	0	0

【参考：確保の考え方】2か所で継続実施し、延長保育を希望する児童全員が利用できるよう、ニーズ量を確保方策とします。



▲美浦幼稚園の様子



▲木原保育所の様子

#### ④放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【現況】本村においては、全学年を対象とし「木原児童クラブ」、「大谷児童クラブ」と「大谷第二児童クラブ」の3か所で、放課後児童クラブを運営しています。年々入会児童数は増加し、特に低学年の入会児童数が増加しています。

#### ◇放課後児童健全育成事業の実績

単位	学年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人	1年生	51	57	44	54
	2年生	38	43	58	44
	3年生	35	35	46	54
	低学年計	124	135	148	152
	4年生	26	35	30	27
	5年生	19	16	28	30
	6年生	15	11	10	15
	高学年計	60	62	68	72
	合計	184	197	216	224



▲児童クラブの様子

【量の見込みと確保方策】

▶新たな放課後児童クラブの施設整備を進め、放課後の児童の居場所の確保に努めます。

区分		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1年生	人	50	50	52	51	48
	2年生		42	42	42	41	38
	3年生		50	50	52	51	48
	低学年計		142	142	146	143	134
	4年生		30	31	29	29	29
	5年生		33	34	33	32	32
	6年生		16	17	16	16	16
	高学年計		79	82	78	77	77
	合計		221	224	224	220	211
②確保方策	合計		170	170	170	180	180
③差異(合計②-①)			▲51	▲54	▲54	▲40	▲31

【参考:確保の考え方】放課後児童クラブについては、令和7年度的美浦小学校開校に伴い、2か所の児童館で実施します。

確保方策で不足が発生していますが、量の見込みは登録者数の推計であり、現在登録者に対して8割程度の利用となっていることから、実利用者分は対応可能と考えられます。また、必要に応じてニーズに対し柔軟に対応していきますが、確保方策の不足を解消するためにも、令和7年度以降、美浦小学校付近に新たな児童厚生施設(放課後児童クラブ施設を含む)の整備計画を策定し、施設整備を進めます。

### ⑤子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により児童の養育が一時的に困難となった場合や、子育てに係る保護者の負担軽減が必要な場合などに、児童養護施設等において、児童を一定期間、養育・保護等を行う事業です。

【現況】本村においては、5施設と契約していますが、3施設は遠方のため、利用可能な施設は2施設となっています。また、令和2～5年度の実績は0件となっています。

#### 【量の見込みと確保方策】

▶支援を必要とする方が利用できる体制を継続していきます。

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	0	0	0	0	0
②確保方策		365	365	365	365	365
③差異(②-①)		365	365	365	365	365

【参考:確保の考え方】ニーズ調査や実績から勘案して見込み量は0人日となっていますが、引き続き支援を必要とする方が利用できる体制を継続します。(契約している2施設:365日×50%(空き状況)×2施設=365人日)

### ⑥乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【現況】新生児・乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供と育児等に関する不安や悩みの相談を実施しているほか、予防接種や乳児一般健康診査についての説明を行っています。

#### 【量の見込みと確保方策】

▶支援を必要とする方が利用できる体制を継続していきます。

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	60	57	56	54	52
②確保方策		全ての対象者に実施します。(助産師等2人体制で実施)				

### ⑦ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する相談、指導、助言、その他必要な支援を行う事業です。

【現況】本村においては、家庭訪問による養育支援が必要である全ての家庭に対応しています。

#### ◇ 養育支援訪問の実績

単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人	18	17	31	10

#### 【量の見込みと確保方策】

▶ 支援を必要とする家庭にきめ細やかな支援を継続して行います。

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	19	19	19	19	19
②確保方策		19	19	19	19	19
③差異(②-①)		0	0	0	0	0

【参考:確保の考え方】家庭訪問による養育支援が必要と認めた家庭全てに対応します。

(実施体制:保健師・助産師・看護師等、実施機関:健康増進課)

### ⑧ 子育て世帯訪問支援事業【第3期から追加】

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、不安や悩みの相談や、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐための事業です。

【現況】本村においては現在未実施ですが、深刻化する社会情勢を踏まえ、令和8年度より実施予定です。

#### 【量の見込みと確保方策】

▶ 支援を必要とする家庭にきめ細やかな支援を行う体制を整えます。

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	104	104	104	104	104
②確保方策		0	104	104	104	104
③差異(②-①)		▲104	0	0	0	0

【参考:確保の考え方】令和8年度より実施予定であり、支援が必要な家庭全てに対応します。

### ⑨地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【現況】本村においては、「子育て支援センター」で、子育てひろば等の親子の遊びの場や交流の場を提供しています。

◇地域子育て支援拠点事業の実績

単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人回/年	4,229	3,804	6,284	6,420

#### 【量の見込みと確保方策】

▶現況の体制でニーズ量に対応していきます。

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人回/年	6,684	6,768	6,972	6,684	6,444
②確保方策		12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
③差異(②-①)		5,316	5,232	5,028	5,316	5,556
【参考:確保の考え方】1施設で継続実施し、最大利用可能枠を確保方策とします。 (20日(一月)×50人(一日当たり利用受入数)×12か月=12,000人)						

### ⑩一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に幼稚園、保育所(認定こども園)等において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。(子育て負担の軽減(レスパイト)などを目的とした利用も可能です。)

#### ◆幼稚園での預かり

【現況】本村においては、美浦幼稚園在園児童を対象に、美浦幼稚園1か所で一時預かりを行っています。

◇幼稚園での一時預かりの実績

単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日	3,661	3,012	3,517	2,633

【量の見込みと確保方策】

- ▶ 現況の体制でニーズ量に対応していきます。
- ▶ 一部ニーズ量に対して不足が予測されますが、ニーズに応じて柔軟な対応に努めます。

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人回/年	4,656	4,110	3,747	3,475	3,542
②確保方策		3,900	3,900	3,900	3,900	3,900
③差異(②-①)		▲756	▲210	153	425	358

【参考:確保の考え方】1施設で継続実施し、最大利用可能枠を確保方策とします。  
 (20人/日×195日(開園日数)=3,900人) ※令和7、8年度はニーズに応じて柔軟な対応に努める。

◆保育所での預かり

【現況】本村においては、保育所等に在籍していない就学前子どもを対象に、大谷保育所1か所で一時預かりを行っています。

◇保育所での一時預かりの実績

単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日	133	105	133	99

【量の見込みと確保方策】

- ▶ 現況の体制でニーズ量に対応していきます。

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人回/年	105	99	96	90	90
②確保方策		432	432	432	432	432
③差異(②-①)		327	333	336	342	342

【参考:確保の考え方】1施設で継続実施し、最大利用可能枠を確保方策とします。  
 (12日(一月)×3人(一日当たり利用受入数)×12か月=432人)

### ⑪病児保育事業

病気の児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

【現況】本村においては、現在病児保育事業を実施していません。

#### 【量の見込みと確保方策】

▶実施について継続して検討していきます。

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	179	168	163	154	152
②確保方策		0	0	0	0	0
③差異(②-①)		▲179	▲168	▲163	▲154	▲152

### ⑫子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）

乳幼児や小学生等を子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する人と援助を行える人との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【現況】本村においては、概ね6か月から小学6年生の保護者で育児の手助けをしてほしい人を対象に事業を実施しており、利用会員宅、協力会員宅、又は子育て支援センター、中央公民館こどもの部屋等での預かりを行っています。

#### 【量の見込みと確保方策】

▶支援を必要とする方が利用できる体制を継続していきます。

▶一部ニーズ量に対して不足が予測されますが、ニーズに応じて柔軟な対応に努めます。

区分	年齢	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		人日	949	988	1,017	1,029	1,051
②確保方策	未就学児		920	895	875	850	830
	就学児		80	80	75	75	70
	合計		1,000	975	950	925	900
③差異(②-①)		51	▲13	▲67	▲104	▲151	

【参考：確保の考え方】サポーター実協会員数より、高齢化や共働き世代の増加を考慮し、確保を算出しています。

20名(実協会員数)×50日(実年平均活動日数)×100.0%(R7サポーター維持率)

※以降維持率：R8:97.5%、R9:95.0%、R10:92.5%、R11:90.0%

### ⑬妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要な医学的検査を実施する事業です。

【現況】本村においては、母子健康手帳交付時に「妊産婦健康診査受診票」（妊婦健康診査14回分及び産婦健康診査2回分）の交付を行っています。

#### 【量の見込みと確保方策】

▶妊婦健康診査の助成を継続して実施していきます。

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人回	840	798	784	756	728
②確保方策		全ての対象者(妊婦)に対し、14回分の健康診査受診券を発行し、医療機関で実施する健康診査の費用を助成します。				

### ⑭産後ケア事業【第3期から追加】

産後早期の母子等に対し、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

【現況】本村においては、産後ケアを必要とする、産後1年未満の母子を対象に「日帰り型」又は「宿泊型」として委託施設5か所で実施しています。

#### ◇産後ケア事業の実績

単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人(延べ)	0	0	0	1

#### 【量の見込みと確保方策】

▶支援を必要とする方が利用できる体制を継続していきます。

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人 (延べ)	28	27	26	25	24
②確保方策		28	27	26	25	24
③差異(②-①)		0	0	0	0	0

【参考：確保の考え方】委託先5か所で継続実施するとともに、新たな委託先の確保を目指し、支援を必要とする母子が利用できる体制を継続します。

### ⑮乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【第3期から追加】

保育所等において、満3歳未満の乳児又は幼児（保育所等に入所している子どもを除く）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児とその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するために保護者との面談並びに子育ての情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

【現況】本村においては現在未実施ですが、深刻化する社会情勢を踏まえ、国の法律上の制度化に合わせて、令和8年度より事業を実施予定です。

#### 【量の見込みと確保方策】

▶通園希望の子どもが利用できるよう、体制構築を進めていきます。

区分	年齢	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0歳児	人日	3	3	3	2	2
	1歳児		2	2	2	2	2
	2歳児		2	2	2	2	2
	合計		7	7	7	6	6
②確保方策	0歳児	/月	0	3	3	2	2
	1歳児	(延べ)	0	2	2	2	2
	2歳児		0	2	2	2	2
	合計		0	7	7	6	6
③差異(合計②-①)			▲7	0	0	0	0

【参考:確保の考え方】国の法律上の制度化に合わせて、令和8年度より実施予定です。希望者全員が利用できるよう、ニーズ量をそのまま確保方策とします。

#### ⑩実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【現況】本村においては、現在未実施となっています。

▶実施について継続して検討していきます。

#### ⑪多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進する事業です。

【現況】本村においては、現在未実施となっています。

▶実施について継続して検討していきます。

## ◆第5章 次世代育成支援行動計画

# ◆第5章 次世代育成支援行動計画

## 基本目標1 安心して子どもを育める環境づくり (妊娠・出産・乳幼児期の支援)

### ■ 現況と課題 ■

本村の出生数は年々減少し、令和4年では10年前と比較して約半数の減少となっています。また、近年は女性の就業率が増加傾向(▶P.10)にあり、結婚や子どもを持つことについての価値観も多様化してきています。本村の母親の年齢別の出生率の推移をみると、令和4年では20歳代が減少し、30~34、40~44歳代が増加傾向にあります。

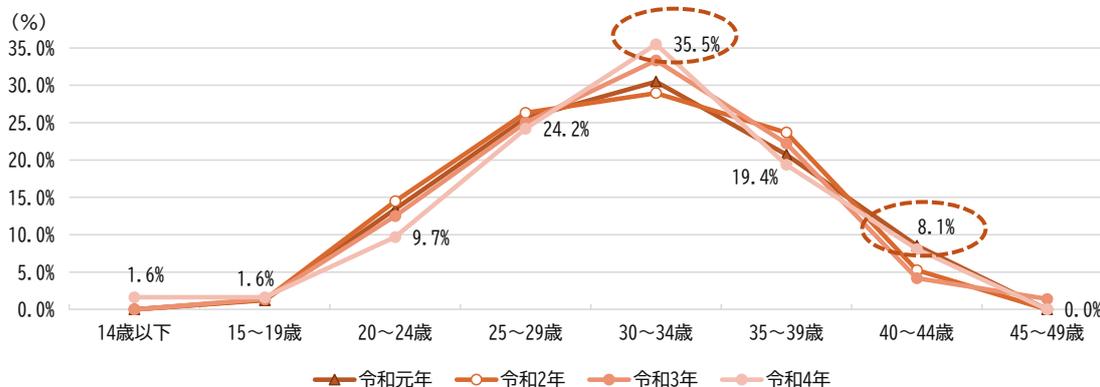
本村で妊娠・出産を希望する誰もが安心して、子どもを産み育てることができるよう、妊娠から出産、子育て期までの総合的な支援を充実させるとともに、出産後や子育て中の親の不安解消や孤立を防ぐために、村全体で子育て家庭を支えていく体制づくりが重要となります。

#### ◇出生数の推移



資料：茨城県人口動態統計(各年)

#### ◇母親の年齢別の出生率の推移



資料：人口動態保健所・市区町村別統計(各年)

※令和元年以前のデータなし

## ■ 施策の展開 ■

### (1) 妊娠・出産に関する包括的な支援の充実

妊娠・出産にかかる様々な不安を解消させるため、母子保健と子育て支援の連携・調整を図り、保健指導の充実や相談支援、産後ケアの実施など、妊娠から出産、そして子育て期まで切れ目のない支援を提供し、安心して子どもを産み育てることができる体制づくりを進めます。

#### ■ 事業・取組一覧

No	★	事業・取組名	概要	担当課
1		母子健康手帳の交付	窓口における妊娠届出時の保健指導を充実させることで、妊娠・出産に向けて必要な情報が得られ、育児のスタートが好ましい状態となるように支援します。妊娠中、育児期のリスク要因、妊娠期の体重管理等について指導する機会を持ち、出産に対するリスクの軽減を目指します。	健康増進課
2	★	妊産婦健康診査	【妊婦健康診査】妊婦に対し、14回分の健康診査受診券を発行し、医療機関で実施する健康診査の費用を助成し、健康管理の確保に努めます。 【産婦健康診査】産後2週間、1か月健康診査受診券を発行し、医療機関で実施する健康診査の費用を助成します。母体の身体的機能の回復や精神状態等を把握し、産後うつや虐待予防等を図ります。	健康増進課
3	★	妊婦等包括相談支援事業	妊婦、その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等を行い、さらに産科医療機関や関係機関との連携により支援体制を充実させ、様々なリスクを抱える妊産婦への支援を行います。	健康増進課
4	★	産後ケア事業	産後早期に支援が必要な母子に対し、産後の育児に対する不安を軽減し、産後も安心して子育てができる支援体制を確保することを目的に、日帰りや宿泊して助産師からの指導が受けられるよう支援します。	健康増進課
5		妊婦のための支援給付	妊娠の届出をした妊婦、その後妊娠している子どもの数に対応した現金給付を行います。	健康増進課
6		マタニティ教室	マタニティライフを健やかに過ごせるよう妊娠中の食生活や健康管理について、また、赤ちゃんを家族で温かく迎え入れられるように、赤ちゃんのお風呂の入れ方、妊婦疑似体験など、父親も一緒に参加できる教室を開催します。	健康増進課
7		こども家庭センター	妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深めて一体的に相談支援を行う機関を設置し、虐待予防等の対応から各家庭に応じた切れ目のない対応を行い、妊娠期から子育て期までの一体的な相談や支援体制の強化を図ります。	健康増進課 子育て支援課

※No.の色付きは再掲事業、★マークは地域子ども・子育て支援事業（量の見込みと確保方を定める事業）

## (2) 乳幼児等の健康支援の充実

子どもの健康を守り、育てていくため、子どもに対する各種健診、予防接種事業を進めるとともに、医療機関や関連機関等との連携を強化します。

### ■事業・取組一覧

No	★	事業・取組名	概要	担当課
8		低出生体重児等訪問	低出生体重児等に対し、保健師・助産師が訪問による健康状態に応じた保健指導等を行います。	健康増進課
9		乳幼児訪問	健診未受診者や保健指導が必要と思われる乳幼児とその保護者を保健師などが訪問し、相談や指導を行います。	健康増進課
10		乳幼児健康診査事業	<p>【乳幼児健康診査】</p> <p>乳幼児を対象に身体発達・精神発達の両面から4か月児健康診査・1歳6か月児健康診査・2歳児歯科健康診査・3歳児健康診査で、育児や栄養、歯科に関する相談等を実施します。子どもの健全育成を図るとともに、保護者の育児不安の解消を図り、健診を通して病気や異常の早期発見に努め、フォローアップを図ります。</p> <p>【乳児健康診査（医療機関）】</p> <p>○乳児1か月児健康診査            疾病を早期に発見し治療につなげるとともに、産後早期から母子への支援を実施するために、生後1か月児健康診査を実施します。</p> <p>○乳児健康診査            県内の委託医療機関において、生後3～8か月に1回、生後9～11か月に1回、疾病の早期発見や健康増進のために健康診査を実施します。</p>	健康増進課
11		新生児聴覚検査	先天性聴覚障がいを早期に発見し早期療育につなげるため、新生児聴覚検査費用を助成します。	健康増進課
12		育児相談事業	保健センター、子育て支援センターにおいて乳幼児の成長発達や子育て、栄養等について保健師、助産師、栄養士で相談に対応します。	健康増進課
13		予防接種事業	感染症の発症と蔓延を予防するため、定期予防接種を推進します。また、任意予防接種の費用を一部補助します。	健康増進課
14		未熟児養育医療給付事業	身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児に対して、その治療に必要な医療費の一部を公費で負担することで、経済的負担の軽減を図ります。	健康増進課

※No. の色付きは再掲事業、★マークは地域子ども・子育て支援事業（量の見込みと確保方策を定める事業）

### (3) 教育・保育サービスの充実

乳幼児期は、多様な体験等を通して心身の発育・発達が促され、人格形成の基礎が培われる重要な時期であることから、質の高い教育・保育を提供します。また、保育所に入所していない子どもを対象とした乳児等通園支援事業については、ニーズに応じて令和8年度以降の実施を検討します。

#### ■事業・取組一覧

No	★	事業・取組名	概要	担当課
15		教育・保育給付事業 (幼稚園・保育所・認定こども園)	一人ひとりの子どもについて、教育と保育の必要性を村が認定し、教育・保育施設利用等に必要な費用を給付します。	子育て支援課
16	★	乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	保育所等に入所していない満3歳未満の子どもに対し、保育所等において、適切な遊びや生活の場を与るとともに、子どもとその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するために、保護者との面談並びに子育ての情報提供、助言その他の援助を行います。 令和8年度以降、国の法律上の制度化に合わせて、ニーズに対応できるよう実施を検討していきます。	子育て支援課
17	★	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進します。現在は実施していませんが、実施を検討していきます。	子育て支援課

※No.の色付きは再掲事業、★マークは地域子ども・子育て支援事業（量の見込みと確保方策を定める事業）



▲大谷保育所の様子



▲美浦幼稚園の様子

#### (4) 地域の子育て支援の充実

村全体で子育て家庭を支えるため、地域における子育て支援サービスや情報提供の充実を図ります。また、関係機関と連携し、妊婦等の心身の状況や家庭の状況を早期把握するとともに、継続的なアプローチが求められる家庭に切れ目のない支援を行います。

##### ■事業・取組一覧

No	★	事業・取組名	概要	担当課
18	★	利用者支援事業	子ども及びその保護者が、子ども・子育てに関する支援を円滑に利用できるよう、情報提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施します。	健康増進課
19	★	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。	健康増進課
20	★	地域子育て支援拠点事業	乳幼児と保護者が交流を行う場所を開設し、子育てについての相談・情報提供・助言などを行います。	健康増進課
21		訪問型家庭教育支援事業	地域の子育て経験者等の地域人材や教員OB、スクールソーシャルワーカー等による家庭教育支援チームが、訪問型支援等の幅広い支援によって、家庭や子どもを地域で支える活動を行います。	生涯学習課
22	★	子育て援助活動支援事業 (ファミリーサポートセンター事業)	子育て中の人や、仕事や急な用事などで子どもの世話ができないときに、保護者に代わって育児支援を行う会員制の事業で、育児を受けたい人(利用会員)の子どもを、育児の援助を行える人(協会員)が預かります。未就学児の利用が多いですが、小学生の預かりも実施しています。	健康増進課
23		おもちゃ図書館「なかよし」 運営事業	第2土曜日の午前中に、子育て支援センターで開館しています。未就学児・障がい児を対象に、おもちゃを通して遊び育つ場を提供します。	社会福祉協議会
24		相談できる場の確保	子育てに関する相談の場として、育児相談、子育て支援センターでの相談、教育相談事業を実施しています。また、必要時に保護者の了承のもとで情報交換を行っています。	関係各課
25	★	子育て世帯訪問支援事業	家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然防止することを目的に、訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、不安や悩みの相談や、家事・子育て等の支援を実施します。現在は実施していませんが、ニーズに対応できるよう実施について検討していきます。	健康増進課

※No.の色付きは再掲事業、★マークは地域子ども・子育て支援事業(量の見込みと確保方策を定める事業)

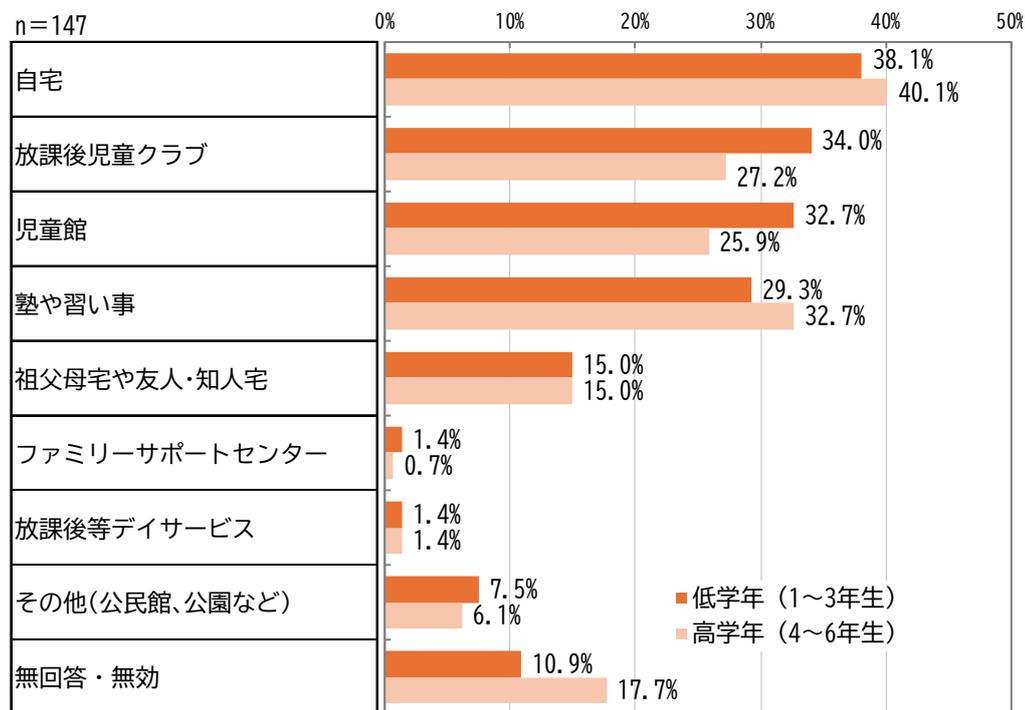
## 基本目標2 子どもが心身ともに学び育つ環境づくり（学童期の支援）

### ■ 現況と課題 ■

本村では、「第2期美浦村教育振興基本計画」に基づき、子どもの学びの環境づくりに取り組んでいます。近年、社会情勢や共働き家庭の増加等により、子どもが放課後等に安心・安全に、幸せに過ごせる居場所のニーズが高まっています。本村の放課後児童クラブは児童館と連携して運営され、登録数は増加傾向（▶P.14）でニーズも高い一方、一人当たりの面積要件や、放課後児童支援員の確保が課題となっており、新たに子どもの居場所となる児童館や児童クラブ施設の適正整備が求められています。また、国の「放課後児童対策パッケージ」に基づき、コミュニティ・スクール等の積極的活用や、放課後子供教室との連携を推進していく必要があります。さらに、児童館等については多様な年代の子どもの居場所としての機能の強化を図ることも重要です。

◇小学校就学後に、低学年時・高学年時に放課後過ごさせたい場所について

【小学校就学前子どものニーズ】



資料：美浦村子ども・子育て支援業計画策定のための調査（ニーズ調査）小学校就学前子ども保護者対象（令和6年度）

## ■ 施策の展開 ■

### (5) 放課後児童の健全育成

全ての児童が放課後を安心・安全に過ごし、様々な体験や活動ができる環境の整備を図るため、児童館と放課後児童クラブの運営体制の強化と新たな施設整備を進めるとともに、放課後児童対策パッケージで掲げる取り組むべき内容を盛り込みます。

#### ■ 事業・取組一覧

No	★	事業・取組名	概要	担当課
26	★	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が就労、疾病、介護等により家庭での養育ができない児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、公共施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の遊びと生活を支援することを通して、児童の健全育成と児童の安心・安全な居場所づくりを行います。	子育て支援課
27		子どもの遊び場 (放課後子ども教室)	地域ぐるみで子どもたちを育むため、放課後子ども教室事業として、「子どもたちの居場所づくり(子どもの遊び場)」を支援し、様々な体験活動や地域住民との交流活動等を実施します。	生涯学習課
28		放課後児童対策パッケージ	全ての子どもたちの安心・安全な遊び場や生活の場を確保するとともに、子どもたちの学力の向上を図り、多様な体験や活動機会の提供を進めていくため、「放課後児童対策パッケージ」を踏まえ、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な運営等も視野に入れ、事業実施を目指します。	子育て支援課 生涯学習課

※No.の色付きは再掲事業、★マークは地域子ども・子育て支援事業(量の見込みと確保方策を定める事業)

\* 児童厚生施設(放課後児童クラブ施設を含む)の整備について

放課後児童クラブは、現在、各小学校に1か所、計3か所で開催していますが、令和7年度に3つの小学校が統合され美浦村立美浦小学校となることに伴い、令和7年度以降は既存の2か所の児童館(木原城山児童館、大谷時計台児童館)で放課後児童クラブを実施していきます。あわせて、美浦小学校付近に新たな児童厚生施設(放課後児童クラブ施設を含む)を整備する計画を進めていきます。

## (6) 安心・安全な居場所づくりや学習支援の充実

児童生徒が安心・安全に過ごせる居場所として、その機能・役割の強化を図るとともに、多様な学びや体験、交流ができる場を整備・提供します。また、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が身につけていなかったりする生徒に対して学習の場を提供します。

### ■事業・取組一覧

No	★	事業・取組名	概要	担当課
27		子どもの遊び場 (放課後子ども教室)【再掲】	地域ぐるみで子どもたちを育むため、放課後子ども教室事業として、「子どもたちの居場所づくり(子どもの遊び場)」を支援し、様々な体験活動や地域住民との交流活動等を実施します。	生涯学習課
29		児童館管理事業	児童館の適切な管理・運営の充実を図るとともに、地域支援者等による地域に根付いた活動を支援し、子どもが安心して過ごせる環境づくりを行います。	子育て支援課
30		美浦村地域未来塾	家庭での学習が困難であったり、学習習慣が身につけていない生徒への学習支援として、地域の教員OBや塾講師など地域住民の協力による無料の学習塾を村在住の中学生を対象として実施します。	生涯学習課

※No.の色付きは再掲事業、★マークは地域子ども・子育て支援事業(量の見込みと確保方策を定める事業)



▲美浦村地域未来塾

## (7) 交通安全・犯罪・災害等への対策

児童生徒を様々な危害等から守り、安心・安全に学び育つ環境をつくるため、「第2期美浦村教育振興基本計画」に基づき、交通安全や犯罪被害、防災対策等について学校や地域、関係機関等との連携のもと、地域一体となって推進します。

### ■事業・取組一覧

No	★	事業・取組名	概要	担当課
31		交通安全教室	警察署の協力のもと、小・中学校で交通安全教室を実施します。	生活安全課
32		青少年育成美浦村民会議	住民総ぐるみで青少年の健全な心身育成を図るため、あいさつ声かけ運動、通学路の環境巡視活動及び青少年非行防止巡回活動などを実施します。	生涯学習課
33		青少年の相談体制の充実 (青少年相談員活動)	青少年相談員による青少年育成に好ましくない社会環境の浄化活動や巡回指導のほか、青少年が安心・安全に相談できる体制の充実を図ります。	生涯学習課
34		スクールガードリーダー活用事業	小・中学校の登下校の見守りパトロールを実施します。	学校教育課
35		美浦村ついでにパトロール隊	地域住民が散歩、ジョギング、買い物等の際に、防犯キャップ、防犯ベスト及び笛を身につけることにより、犯罪を起こそうとする者への牽制を図るとともに、村民の防犯意識の高揚を図ることで、犯罪を減少させる活動を支援します。	生活安全課
36		生命（いのち）の安全教育	生命の尊さを学び、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度を育み、性暴力などの問題の未然防止に努めます。	指導室
37		防災教育	地震や風水害などの自然災害への備えと、災害発生時の安全確保を図る防災教育を実施します。	指導室 学校教育課 小・中学校

※No.の色付きは再掲事業、★マークは地域子ども・子育て支援事業（量の見込みと確保方策を定める事業）

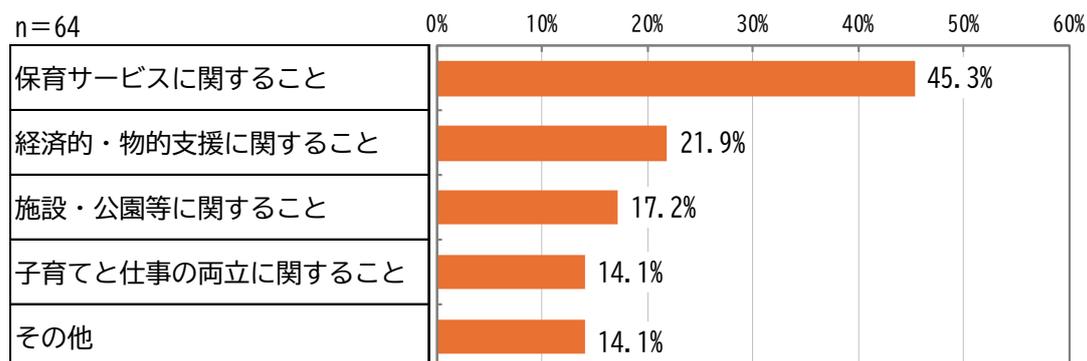
### 基本目標3 子育て家庭をしっかりと支える環境づくり（子育て家庭全般）

#### ■ 現況と課題 ■

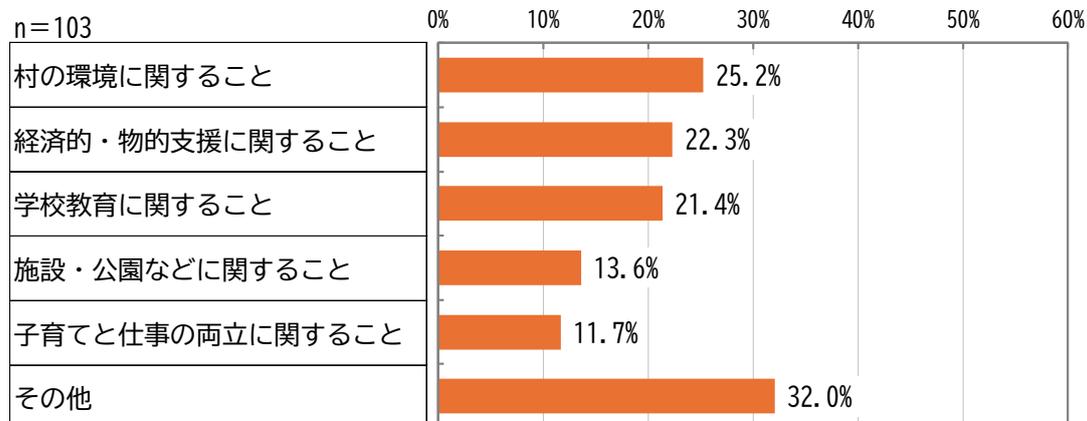
子育て家庭を取り巻く環境は社会背景とともに変化し、ニーズも多様化してきています。ニーズ調査によると、小学校就学前子どもでは特に「保育サービス」、「経済的・物的支援」、小学校児童では「村の環境」、「経済的・物的支援」、「学校教育」について多く意見が寄せられ、引き続き、子育て中の方のニーズや困りごとの把握に努めていく必要があります。また、親と子が安心して暮らしていけるよう、多様な教育・保育ニーズへの取組や経済的負担の軽減を進めるとともに、仕事と生活面においてはワーク・ライフ・バランスの推進、育児休業等の周知啓発を行うなど、関係各課や関係機関、民間企業等との連携による包括的な支援が重要です。

◇幼稚園・保育サービス環境など子育ての環境や支援に関する自由意見について

【小学校就学前子ども】



【小学校児童】



資料：美浦村子ども・子育て支援業計画策定のための調査（ニーズ調査）  
小学校就学前子ども保護者対象、小学生児童保護者対象（令和6年度）

## ■ 施策の展開 ■

### (8) 多様な保育ニーズへの対応

多様な保育ニーズに対応するため、引き続き、保育事業等の充実に努めます。また、必要な保育サービスが受けられるよう周知に努めます。病児・病後児保育については、ニーズに応じて実施を検討していきます。

#### ■ 事業・取組一覧

No	★	事業・取組名	概要	担当課
38	★	一時預かり事業（保育所）	家庭で保育中の保護者が通院等で保育が必要な場合、あるいは病気や出産で入院する等、家庭での保育が一時的に困難となった場合に就学前子どもを一時的に保育します。（満6か月～）	保育所
39	★	一時預かり事業（幼稚園）	午前7時30分から通常保育開始時間までの保育及び通常保育終了後から午後6時まで、保護者が希望する時間の保育を行います。また、長期休暇中の預かりを実施します。	幼稚園
40	★	延長保育事業（時間外保育事業）	保育認定を受けた児童に対し、通常の利用時間以外において、保育所で保育を実施する事業です。	保育所
41	★	病児保育事業（病児・病後児保育事業）	病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行います。現在は実施できていませんが、ニーズに対応できるよう実施を検討していきます。	子育て支援課
42	★	子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において、一定期間、養育・保護を行います。	健康増進課
43		仕事と子育ての両立のための基盤整備	待機児童解消のため、保育所の運営の充実に図り、多様化する就労形態や保育ニーズに対応したサービスを提供します。	関係各課
22	★	子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）【再掲】	子育て中の方が、仕事や急な用事などで子どもの世話ができないときに、保護者に代わって育児支援を行う会員制の事業で、育児を受けたい人（利用会員）の子どもを、育児の援助を行える人（協力会員）が預かります。未就学児の利用が多いですが、小学生の預かりも実施しています。	健康増進課

※No. の色付きは再掲事業、★マークは地域子ども・子育て支援事業（量の見込みと確保方策を定める事業）

## (9) 就学前教育・家庭教育の推進

乳幼児期における家庭での教育力の向上や、就学前教育と小学校教育との円滑な接続を図るため、地域や幼稚園・保育所・小学校などにおいて、学習・啓発の機会を提供するとともに、各施設間での交流行事等を行うなど、地域全体で子育て家庭を支えます。

### ■事業・取組一覧

No	★	事業・取組名	概要	担当課
21		訪問型家庭教育支援事業 【再掲】	地域の子育て経験者等の地域人材や教員OB、スクールソーシャルワーカー等による家庭教育支援チームが、訪問型支援等の幅広い支援によって、家庭や子どもを地域で支える活動を行います。	生涯学習課
44		あったか家庭塾	子育ての情報提供や相談、意見交換の場として、家庭教育学級を開催し、保護者の学びの場の提供や子どもの健やかな成長の支援に努めます。	生涯学習課
45		家庭教育啓発事業	家庭教育の大切さや役割を広く啓発し、子どもの健全な育成を支援し、地域における子育て支援の充実に寄与するため、講演会などを実施します。	子育て支援センター 教育相談センター
46		幼児期の教育・保育の一体的提供及び幼・保・小の連携	幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、子どもの健やかな育ちのために発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供することを目的に、幼稚園・保育所と小学校の交流行事や、幼稚園教諭と保育士の合同研修会など、「幼・保・小の連携」を推進する取組を実施します。	関係各課

※No.の色付きは再掲事業、★マークは地域子ども・子育て支援事業（量の見込みと確保方策を定める事業）



▲あったか家庭塾

## (10) 子育て家庭への経済的負担の軽減

本村で安心して子どもを育めるよう、子育て家庭の経済的負担の軽減を目的とした様々な支援を進めます。

### ■事業・取組一覧

No	★	事業・取組名	概要	担当課
47		いきいき子育て支援金	第3子以降の子を養育している家庭に、対象の子どもが1歳のときに2万円、2歳のときに2万円、3歳のときに1万円の合計5万円を支援金として支給します。	社会福祉協議会
48		チャイルドシート購入費補助事業	乳幼児を交通事故の被害から守るため、未就学児一人につき一台5,000円を限度としてチャイルドシートの購入費用の半額を補助します。	生活安全課
49		指定ごみ袋現物給付事業	ごみの減量化が難しい紙おむつを使用し、満1歳未満の乳児を養育する世帯に対して、年間60枚を限度として美浦村指定ごみ袋を現物給付します。	生活安全課
50		授乳服等購入補助事業	子育て世帯の経済的負担を軽減するため、8,000円を上限として、授乳服及びマタニティウェア等の購入費用の一部を補助します。	健康増進課
51		ひとり親家庭の自立支援の推進	児童扶養手当及び母子・父子・寡婦福祉資金の申請受付を行うとともに、経済支援としては、「美浦村母子・父子福祉住宅手当支給事業」に基づき、借家住まいの児童扶養手当受給者に対して月額4,000円の手当を支給します。	子育て支援課
52	★	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、行事への参加に要する費用等を助成します。 現在は実施していませんが、実施について検討していきます。	子育て支援課

※No.の色付きは再掲事業、★マークは地域子ども・子育て支援事業（量の見込みと確保方策を定める事業）

## (11) ワーク・ライフ・バランスの実現

仕事と両立しながらの子育てをサポートしていくために、事業所や国、県など、多様な主体と連携したワーク・ライフ・バランスの意識啓発を推進する取組を進めます。また、性別等にかかわらず育児休業の普及啓発を行うほか、産後や育休後に教育・保育の利用がスムーズに行えるよう、周知を図ります。

### ■事業・取組一覧

No	★	事業・取組名	概要	担当課
53		産後の休業及び育児休業後の事業利用推進	特定教育・保育の利用について産後、育休後の利用がスムーズにできるよう、周知を図ります。具体的には、産前・産後8週間は保育所の利用が可能であり、また、すでに入所中の児童がいる場合には、産後2か月を迎える月の末日までに申請することにより、継続利用が可能です。	子育て支援課
54		仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	次世代育成支援対策推進法が令和17年3月まで再延長され、特に企業における更なる仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備や柔軟な働き方の推進などが位置づけられていることから、民間団体、企業等と連携し、仕事と生活の調和が実現できるよう推進を図ります。	関係各課
43		仕事と子育ての両立のための基盤整備【再掲】	待機児童解消のため、保育所の運営の充実を図り、多様化する就労形態や保育ニーズに対応したサービスを提供します。	関係各課

※No.の色付きは再掲事業、★マークは地域子ども・子育て支援事業（量の見込みと確保方策を定める事業）

## 基本目標4 全ての子育て期を通した 総合的な子育て環境づくり（貧困・虐待・特別支援）

### ■ 現況と課題 ■

児童虐待やヤングケアラー、貧困問題など、子育て家庭や子どもの抱える課題は複雑・多様化しています。また、障がいのある子など特別な配慮が必要な子どもなど、ニーズに応じた適切な支援が求められています。

本村の子どもが権利の主体として尊重され、あらゆる場面において権利が守られるよう、成長する全ての段階で、家庭や社会において安心して育てられる環境を提供することが重要です。関係各課や関係機関等との連携を強化するとともに、地域一体となり、子どもと子育て家庭の状況に応じた切れ目のない総合的な取組を進める必要があります。

#### ◇本村における家庭児童相談件数

単位：件

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数	20	19	10
うち虐待相談件数	10	10	6

資料：福祉行政報告例（各年度）

#### ◇茨城県 児童相談所における虐待相談対応件数の推移



資料：茨城県 子ども政策局青少年家庭課統計データ、茨城県次世代育成プラン（各年度）

## ■ 施策の展開 ■

### (12) 子どもの貧困対策の推進

関係機関や団体と連携し、支援を必要とする家庭に対し、適切な支援を図るため、情報提供や周知等を図り、村全体で子どもの貧困対策を推進します。

#### ■ 事業・取組一覧

No	★	事業・取組名	概要	担当課
52	★	実費徴収に係る補足給付を行う事業【再掲】	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、行事への参加に要する費用等を助成します。 現在は実施していませんが、実施について検討していきます。	子育て支援課
55		生活困窮者世帯等の子どもの学習・生活支援事業	生活困窮世帯の児童生徒に対する学習支援を行います。	福祉介護課
56		子育て世帯応援事業「みほちゃん食堂」	月2回、調理ボランティア手作りの食事を提供し、ひとり親世帯の子育て支援と見守りを行います。	社会福祉協議会
57		低所得者支援事業（フードバンクによる食材提供）	寄付により提供を受けた食材を、生活困窮者へ食料支援として提供を行います。	社会福祉協議会

※No.の色付きは再掲事業、★マークは地域子ども・子育て支援事業（量の見込みと確保方策を定める事業）

### (13) 児童虐待の防止・ヤングケアラーへの支援

児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に繋げるため、虐待に関する知識の普及啓発・情報提供や支援機関等の周知を図るとともに、行政から各家庭に出向くアウトリーチ型の支援を行います。併せて、ヤングケアラー等の早期把握・支援にもつなげられるよう、関係機関・団体との連携強化を図ります。

#### ■事業・取組一覧

No	★	事業・取組名	概要	担当課
58		児童虐待防止対策の充実	家庭児童相談の一義的な窓口として、訪問・面談等を通じた身近な子育て相談支援、虐待通告対応や虐待未然防止に関する取組、支援ネットワーク構築等を行います。	健康増進課
59		子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）	児童福祉法第25条の2に基づき、児童虐待等で保護を有する児童、支援が必要とされる児童や保護者に対し、複数の機関で連携して支援できるよう「美浦村子どもを守る地域ネットワーク」を設置しています。	健康増進課
60	★	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育を支援します。	健康増進課
61		ヤングケアラーへの支援	ヤングケアラーに必要な支援を届けるため、学校、地域、関係機関が連携し、支援体制を構築します。	関係各課

※No.の色付きは再掲事業、★マークは地域子ども・子育て支援事業（量の見込みと確保方策を定める事業）

## (14) 特別な配慮が必要な子どもへの支援

本村の全ての子どもが安心して生活を送れるよう、子育て期を通して、子ども一人ひとりの障がいの状態や特性・発達段階等に応じた支援を図ります。また、特別な配慮が必要な子どもの早期発見・早期対応を行うため、就学前における巡回相談や検査体制等を充実させるほか、相談体制の充実に努めます。

### ■事業・取組一覧

No	★	事業・取組名	概要	担当課
62		発達相談事業	乳幼児健康診査、相談、訪問などにより発見された精神発達、言語発達など遅れのある乳幼児に対し、公認心理師による相談や指導を行います。	健康増進課
63		幼児健康診査等事後指導	幼児健康診査等の結果から事後指導が必要な子どもとその保護者を対象に、小集団活動での遊びやふれあいを通して、子どもの心身の健全な発達を促します。	健康増進課
64		巡回相談事業	公認心理師、保健師が保育所、幼稚園を訪問し、発達等で気になる子どもを巡回し経過観察、助言指導を行います。	健康増進課
65		障がい児支援の充実	身近な場所で、乳幼児期から切れ目なく個別性に応じた支援を受けられるような支援体制の構築を目指して、関係各課及び関係機関と連携しながら進めていきます。	関係各課

※No.の色付きは再掲事業、★マークは地域子ども・子育て支援事業（量の見込みと確保方策を定める事業）



## ◆第6章 計画の推進

## ◆第6章 計画の推進

### 第1節 計画の推進体制

#### (1) 庁内の連携

本計画の実現に向けては、子育て、健康、福祉、教育などの各分野と連携を図りつつ、子どもを全ての「まんなか」において、庁内の各所管が一体となって取組を進めます。

また、本村では妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制の構築を目的に子育て世代包括支援センターを設置していますが、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行い、さらなる連携・協働を深め、虐待等の予防対応から子育てに困難を抱える家庭まで切れ目なく対応することを目的とした、「こども家庭センター」の設置を目指すとともに、よりよい子ども・子育て支援環境の実現に向けて、保育所、幼稚園等の施設と連携・協力し、計画の推進に向けて取り組みます。

さらに、家庭をはじめ、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により、村全体として、子ども・子育て支援に取り組みます。

#### (2) 広域調整や県との連携

子ども・子育てに関する制度の円滑な運営を図るためには、子どもや保護者のニーズに応じて、保育所や幼稚園等の施設、地域子ども・子育て支援事業等が円滑に供給される必要があります。

そのなかで、保育の広域利用、障がいのある子どもへの対応など、村の区域を越えた広域的な供給体制や子育て支援の基盤整備が必要な場合については、周辺自治体や県と連携・調整を図り、子育て家庭が安心して子育てができるよう努めます。

#### (3) 子どもの意見を尊重した計画等の推進

「こども基本法」(令和5年4月施行)では、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」が基本理念として示されています。今後、計画の推進等においては、子どもの意見やニーズを把握するように努めるなど、子どもの意見を尊重しながら取組を進めていくことに留意します。

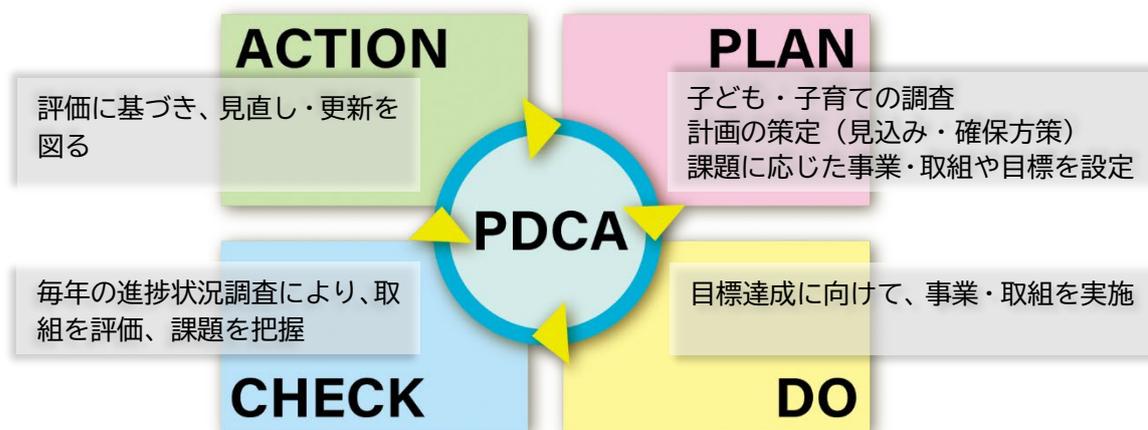
## 第2節 計画の進行管理

本計画の着実な推進を図るため、各事業が円滑に実施されるよう計画の進捗状況について把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

そのため、施策を推進するための村の事業・取組ごとに目標指標を設定し、毎年度の調査により進捗状況を把握するとともに、美浦村子ども・子育て会議に報告し、意見を求め必要な対策等を講じていきます。

### 計画の進行管理はPDCAサイクルで運用

PLAN（計画）、DO（実行）、CHECK（評価）、ACTION（改善）の4つのステップを順番に繰り返し、継続的な業務改善を目指した進行管理に取り組みます。





## ◆計画策定に係る資料

# ◆ 計画策定に係る資料

## 1 美浦村子ども・子育て会議条例

平成25年12月20日

条例第28号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、美浦村子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 会議は、委員20人以内で組織する。ただし、村長が必要と認めるときは、特別の事項を調査審議させるため、会議に臨時の委員を置くことができる。

2 委員及び臨時の委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) その他村長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時の委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例の定めるもののほか、会議に関し必要な事項は村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年条例第13号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 2 美浦村子ども・子育て会議委員名簿

No.	氏名	所属団体等	備考
1	山口 忍	茨城県立医療大学公衆衛生看護学教授	会長
2	山崎 幸子	美浦村議会厚生文教委員長	副会長
3	石橋 慎也	美浦村教育委員	令和6年10月まで
	武田 美佐登		令和6年11月から
4	中島 宏	美浦村主任児童委員	
5	山田 利佳	子育てグループ代表	
6	平山 陽一	安中小学校PTA会長	
7	古川 弥生	美浦幼稚園PTA会長	
8	矢崎 和子	美浦幼稚園長	
9	広瀬 良子	大谷保育所長	
10	加藤 厚子	木原保育所長	
11	高橋 由美子	木原児童館長	
12	佐藤 幸江	美浦村ファミリーサポートセンター事務局	

\*敬称略・順不同

### 3 策定経緯

年月日	会議・内容等
令和6年 5月17日（金）～ 5月31日（金）	子ども・子育て支援事業計画策定のための調査（ニーズ調査） <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校就学前子どもの保護者299票【郵送配布・回収】 （回収147票 有効回収数147票 有効回収率49.2%）</li> <li>・小学校児童保護者512票（392世帯）【小学校を通じて配布・回収】 （回収414票 有効回収数405票 有効回収率103.3%※）</li> </ul> ※母数は世帯であるが、きょうだいがいる世帯で複数回答いただいた票があったため100%を超えている。
8月7日（水）	第1回 美浦村子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の策定にあたって</li> <li>・現況と課題</li> <li>・基本理念について</li> <li>・子ども・子育て支援事業計画策定のための調査（ニーズ調査）結果（速報値）</li> </ul>
11月29日（金）	第2回 美浦村子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の素案について</li> <li>第4章 子ども・子育て支援事業計画について</li> <li>第5章 次世代育成支援行動計画について</li> <li>・パブリックコメントの実施について</li> </ul>
12月16日（月）～ 令和7年1月14日（火）	パブリックコメントの実施
2月7日（金）	第3回 美浦村子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメント結果報告</li> <li>・計画原案について</li> </ul>
3月	第3期美浦村子ども・子育て支援事業計画策定

## 4 用語集

	用語	解説
あ	アウトリーチ	英語で手を伸ばすことを意味する。公的機関、公共的施設などが行う地域への出張サービスをいう。
	ウェルビーイング	Well-being（良好な状態）のことで、身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。また、多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。
	M字カーブ(エムジカーブ)	女性の労働力率が結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する現象のこと。
か	教育振興基本計画	教育理念の実現にむけた教育施策を総合的、体系的に示した計画のこと。
	教育・保育給付	「子どものための教育・保育給付」のことで、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」と家庭的保育事業等に対する「地域型保育給付」があり、就学前子どもが対象の教育・保育施設や保育事業の利用に係る費用について、公的な給付と利用者の負担により賄われる仕組みとなっている。なお、令和元年10月から3～5歳（及び0～2歳の村民税非課税世帯）の認定こども園、幼稚園、保育所等の利用料が無償化されている。
	合計特殊出生率	15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に生む子どもの数を示す。
	コーホート変化率法	自然増減と社会増減の要因を区別せず、過去の人口動態から求めた変化率に基づき将来人口を推計する方法のこと。
	子育て支援センター	就学前子どもとその保護者が一緒に遊んで交流できる場と、子どもについて利用者支援専門員や保育士などに相談できる場のこと。
	こども家庭庁	令和5年4月に設置された内閣府の外局の一つ。内閣府・文部科学省・厚生労働省などがそれぞれ所管していた子どもと子育てに関する事務を一元化し、関連政策を推進させるための行政機関。
	こども基本法	子どもの施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し令和5年4月に施行された、「子どもの権利を総合的に保障する」ために作られた法律。国は、本法に基づき、これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を「こども大綱」に一元化し、総合的かつ一体的にこども施策を進めていくこととしている。地方自治体は、子どもの状況に応じた子ども施策の策定・実施や市町村こども計画の策定（努力義務）が求められている。
	コミュニティ・スクール	学校運営協議会（保護者や地域住民などが委員）を設置している学校の中で、学校と保護者や地域の人々がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子ども達の豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律に基づいた仕組みのこと。

	用語	解説
さ	産後うつ	産後4週以内でその症状が認められるものを産後うつ病としている。産褥精神病という病気の一つで、妊娠以外の時期にみられるうつ病と同じく、症状の奥深くには強い抑うつ感情がある。
	次世代育成支援対策推進法	平成15年に制定・公布された10年間の時限立法。平成17年度から施行されており、令和6年5月公布の法改正により、期間が令和17年3月31日まで（10年間）再延長されるとともに、あわせて関係する行動計画策定指針の規定が改正された。 「我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずる」（厚生労働省）法律である。
	施設型給付	子ども・子育て関連3法に基づく制度の一つで、保育所・幼稚園・認定こども園に対する財政措置。市町村が施設・保護者に経費や助成金の支給を行う。施設が施設型給付を受けるためには、市町村から「確認」を受ける必要がある。
	児童館	健全な遊びを通して健康を増進し、情操豊かに育つように支援することを目的とし、0歳～18歳未満の全ての児童が自由に利用できる児童福祉施設のこと。
	児童虐待	親又は親に代わる保護者により児童に対して加えられた身体的虐待、心理的虐待、性的虐待及びネグレクト（保護の怠慢ないし拒否）等の行為のこと。
	児童相談所	市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、子どもに関する家庭その他の相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主たる目的として都道府県、指定都市及び児童相談所設置市に設置される行政機関のこと。
	児童福祉法	次代の担い手である児童一般の健全な育成及び福祉の積極的増進を基本精神とする児童についての根本的総合的法律。総則、福祉の保障、事業、養育里親及び養子縁組里親並びに施設、費用、国民健康保険団体連合会の児童福祉法関係事務、審査請求、雑則、罰則の全8章から構成されており、児童等の定義のほか、児童福祉審議会、児童委員、児童相談所、福祉事務所、保健所等の児童福祉機関の役割と業務、各種在宅福祉サービス、児童福祉施設及びそれらに要する費用等が規定されている。
	新型コロナウイルス感染症	重症急性呼吸器症候群コロナウイルス2（SARS-CoV2）による感染症。2020年1月にWHOにより国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態が宣言されたが、2023年5月に解除。日本でも2023年5月に5類感染症に移行した。
	スクールソーシャルワーカー	教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有し、問題を抱える児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等との連携・調整を行い、課題解決への対応を図っていく人のこと。

	用語	解説
た	地域型保育給付	子ども・子育て関連3法に基づく制度の一つで、小規模な保育施設に対する財政措置。小規模な保育施設を拡充し、都市部での待機児童を解消することを目的とする。
	特定教育・保育施設 (教育・保育施設)	幼稚園、保育所、認定こども園のうち、子どものための教育・保育給付の対象施設として市町村の「確認」を受けた施設のこと。
	特定地域型保育事業	家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業のうち、子どものための教育・保育給付の対象事業としての市町村の「確認」を受けた事業のこと。
な	認定こども園	幼稚園と保育所を一体化した施設として検討されてきた総合施設の名称として「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」により規定されている施設。認定こども園は、保護者の就労の状況にかかわらず教育・保育を一体的に提供すること及び地域での子育て支援を実施することが2つの主たる事業である。幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4種類があり、学校及び児童福祉施設として法的位置づけを有する単一の施設となる。種類に応じて都道府県、指定都市又は中核市が認可（認定）の権限を持つ。
は	パブリックコメント	行政が基本的な施策等を策定するにあたり、広く公表し、市民等の意見を求める手続のこと。
	フードバンク	食品の品質には問題ないが、通常の販売が困難な食品・食材を、NPO等が食品メーカー等から引き取って、福祉施設等へ無償提供するボランティア活動。
	フードロス	まだ食べられるのに廃棄される食品のこと。
	放課後児童支援員	都道府県知事が認定する資格の名称であり、放課後児童クラブで児童が安心して過ごせるよう見守る専門職のこと。平成27年度に新しい資格制度に移行し、有資格者は放課後児童支援員、それ以外の無資格者は補助員と区別されている。
	放課後児童対策パッケージ	令和6年12月に、放課後児童対策の一層の強化を図るため、令和6～7年度に予算・運用等の両面から集中的に取り組むべき対策として、こども家庭庁（令和4年度以前は厚生労働省）と文部科学省においてとりまとめたもの。（パッケージ2025） 共働き家庭等が直面する「小1の壁」の打破の観点から、放課後児童クラブの受け皿整備や多様な居場所づくり等を推進するため、平成26年7月に「放課後子ども総合プラン」、平成30年9月に「新・放課後子ども総合プラン」、令和5年12月に「放課後児童対策パッケージ」（パッケージ2024）としてとりまとめている。
	母子健康手帳	母子保健法に基づき、妊娠の届出をした者に市区町村が交付する手帳のこと。
や	ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども・若者のこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがある。
わ	ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」を指し、就労時間以外（余暇）における結婚や育児をはじめとする家族形成のほか、キャリア形成や地域活動への参加などに個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、仕事と生活の双方の調和を実現できる状態や考え方のこと。

### 第3期美浦村子ども・子育て支援事業計画

発行：令和7年3月発行

発行者：美浦村保健福祉部健康増進課

所在地：〒300-0424 茨城県稲敷郡美浦村受領1546番地1  
(美浦村保健センター)

連絡先：(029) 885-1889

URL：<https://www.vill.miho.lg.jp/>